

# 平成29年度大阪地方最低賃金審議会

第320回総会（29年度第1回） 会議次第

平成29年6月16日（金） 午前10時00分  
(大阪合同庁舎第4号館2階 第2共用会議室)

1 開 会

2 議 事

(1) 審議会会长及び会長代理の選出について

(2) 小委員会等の設置について

(3) その他

3 閉 会

# 大阪地方最低賃金審議会第320回総会

(平成29年度 第1回総会)

## 資料目次

資料 1	大阪地方最低賃金審議会委員名簿（第45期）	1
資料 2	大阪地方最低賃金審議会運営規程	3
資料 3	平成29年度大阪地方最低賃金審議会小委員会等委員名簿 (選任後、配布)	
資料 4	各団体からの最低賃金改正等に係る申入書・要請書等	
(4-1)	西日本バス労働者連絡会	5
(4-2)	関西合同労働組合	7
(4-3)	全日本建設交運一般労働組合大阪トラック部会	11
(4-4)	全大阪労働組合総連合（大阪労連）	13
(4-5)	近畿地方交通運輸産業労働組合協議会・同協議会トラック 部会・大阪交通運輸産業労働組合協議会トラック部会	15
(4-6)	全大阪労働組合総連合（大阪労連）	21
(4-7)	大阪交通運輸産業労働組合協議会・同協議会ハイタク部会	29
資料 5	中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会 報告関係	
(5-1)	目安制度の在り方に関する全員協議会報告（平成29年3月28日 中央最低賃金審議会了承）のポイント	33
(5-2)	中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会 報告（平成29年3月28日中央最低賃金審議会了承）	35

## 大阪地方最低賃金審議会委員名簿(第45期)

平成29年5月1日任命

	氏名	現職	備考
公益委員	飯島 敬子	弁護士	
	表田 充生	神戸学院大学法学部 教授	
	立見 淳哉	大阪市立大学大学院創造都市研究科 准教授	
	服部 良子	大阪市立大学大学院生活科学研究科 准教授	
	深井 麗雄	関西大学 非常勤講師 (元毎日新聞社 編集局長)	
	水島 郁子	大阪大学大学院高等司法研究科 教授	
労働者委員	井尻 雅之	日本労働組合総連合会大阪府連合会 副事務局長	
	太田 淳	全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会 大阪地方協議会 事務局長	
	上山 智美	ヤマト運輸労働組合西大阪支部 支部副執行委員長	
	北畠 仁史	UAゼンセン大阪府支部 次長	
	中井 寛哉	JAM大阪 書記長	
	福西 香織	イオンリテールワーカーズユニオン 中央執行 近畿・北陸グループ 事務局長	
使用者委員	中野 光男	富士精版印刷株式会社 専務取締役	
	西田 正治	大阪府中小企業団体中央会 専務理事	
	平岡 潤二	公益社団法人関西経済連合会 労働政策部 次長	
	古谷 裕子	北港運輸株式会社 代表取締役上席執行役員	
	吉田 博子	有限会社ウサギヤ・アンド・サンズ 取締役社長	
	吉田 豊	大阪商工会議所 理事・総務広報部長	

(50音順)



## 大阪地方最低賃金審議会運営規程

## (規程の目的)

第1条 大阪地方最低賃金審議会（以下、「審議会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

## (会議の招集)

第2条 審議会の会議（以下、「会議」という。）は、会長が必要と認めたときのほか、大阪労働局長、6人以上の委員又は労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各1人以上を含む3人以上の委員から開催の請求があったとき、会長が招集する。

- 2 前項の規定により、大阪労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、会長に通知しなければならない。
- 3 会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、大阪労働局長に通知するものとする。

## (小委員会等の設置)

第3条 会長は、審議会の議決により、特定の事案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会等を設けることができる。

## (委員の欠席)

- 第4条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を会長に適當な方法で通知しなければならない。
- 2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在になるときは、あらかじめ会長に適當な方法で通知しなければならない。

## (会議における発言)

- 第5条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 2 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものとする。
  - 3 審議会は、会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聞くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができます。

2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

第7条 会議の議事については、議事録又は議事要旨を作成し、議事録には、会長及び会長の指名した委員2人（労使1人ずつ）が署名するものとする。

2 議事録及び議事要旨並びに会議の資料は、原則として公開とする。ただし、議事録及び会議の資料は、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、非公開とすることができます。

3 前2項の規定は、小委員会等について準用する。

(意見等の提出)

第8条 会長は、審議会が議決を行ったときは、答申書等を大阪労働局長に送付するものとする。

(小委員会等の議事運営)

第9条 この規程に定めるもののほか、小委員会等の議事運営に関し必要な事項は、小委員会等の長が当該小委員会等に諮って定める。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附 則

この規程は、平成13年4月27日から施行する。

改 正 この規程は、平成14年4月24日から施行する。

2016年11月4日

厚生労働大臣 塩崎 義久 殿  
 大阪労働局長 宇谷 秀信 殿

大阪市北区錦町2-2 国労大阪会館内  
 西日本バス労働者連絡会  
 会長 漢田卓司

## 申入書

労働者の賃金や労働条件の改善、働くルールの確立、さらにはバス輸送での安全確保にむけ、日夜ご尽力されていることに感謝申し上げます。

ご承知の通りバス事業は、公共交通機関、とりわけ「国民の足」(移動手段)として重要な役割を担っています。とくに近年では、少子・高齢化という状況のもと、その役割がますます重要になっております。

ところが政府がすすめてきた市場経済主義にもとづく規制緩和政策は、コストと効率化の名のもと企業間競争を激化させるとともに、そこで働く労働者の雇用や賃金・労働条件を際限なく切り下げてきました。この結果、長時間・過密労働が常態化するだけでなく、法違反が顕在化し、バス運転手の生活や健康の破壊に直結しています。こうした中、バス輸送の安全が脅かされ、重大事故の多発となって社会問題化しています。

私たち西日本バス労働者連絡会は、バス業界における重大事故の多発が、バス運転手の低賃金、長時間・過密労働などの劣悪な労働条件、さらには法違反や脱法的行為を前提とした運行ダイヤ等の問題、そしてそれらを放置してきた行政の姿勢などによるものと考えています。

つきましては、公共交通機関であるバス事業に従事しているバス運転手の低賃金・長時間労働を改善し、輸送の安全確保をはかるため、以下の内容について申し入れいたしますので、申し入れ内容にもとづき実効ある措置をおこなっていただくことを重ねて申し入れいたします。

### 記

1. バス運転手の低賃金・長時間労働、過労運転をなくし、輸送の安全確保をはかるため、次の措置を講じること。

- イ. バス運転手の最低賃金を確立するよう関係機関に働きかけること。
- ロ. 長時間・過密労働の防止、過労運転の一掃をはかるために、現行バス運転手等に適用されている「労働時間等の改善基準」について、関係省庁と連携し、見直しをはかるなどの実効ある措置を講じること。

八、路線バス運転手の長時間の拘束時間を助長する中休(動盪から動盪の間の拘束時間)



時間については2時間以内とすること。

二、慢性的なバス運転手の人手不足をなくすため、企業に対する指導・監督を強化すること。

ホ、バス運転手に対する健康診断を年3回(4ヶ月に1回)実施すること。併せて、健康診断の検診内容を拡充すること。

ヘ、バス運転手の雇用を守り、輸送の安全確保をはかるため、バス運転手に対する有期雇用制度を認めないこと。そのために法改正などの必要な措置を関係機関と連携して行うこと。

2、バス業界における労働基準法などの法違反をなくすために、事業者などへの立入り調査を実施し、違反業者については企業名を住民に公表するなどして厳しく対処すること。

3、バス運転手の生活と健康を守り、輸送の安全を確保するため、大阪シティバスが強行しようとしている「賃金労働条件の見直し」の問題点を指摘し中止させること。

5、阪急バスや南海バスにおける労働基準法ならびに「バス運転者の労働時間等改善基準」の違反については、関係機関と連携して厳正に対処すること。

6、バス事業に従事する労働者の低賃金、長時間・過密労働をなくし、輸送の安全確保はかるため、監査・指導機関である労働基準監督官を大幅に増員すること。

以上

2017年2月14日

厚生労働大臣 塩崎恭久 様

大阪労働局長 芹谷秀信 様

大阪地方最低賃金審議会会长 富田安信 様

## 最低賃金を1,500円にするための要求書

関西合同労働組合  
執行委員長・石田勝啓

## 1 労働者に人らしく生きる権利を保障すること

この間の労働法制の改悪、社会保障制度の解体によって、非正規雇用労働者が急増し、雇用破壊が進み、低賃金化等々が進行していることをみると、日本社会は今、急速に崩壊していっているといつても過言ではありません。こういうときだからこそ、最低賃金制度という労働者にとって大切な制度がどのような役割を果たしていくべきなのか、今こそあらためて考え方直すべきところにきていると考えます。

最低賃金法は「賃金の低廉な労働者に」「賃金の最低額を保障することにより」「労働条件の改善を図り」「労働者の生活の安定」を図ることをその目的としています。

しかし、現行の最低賃金は「労働者の生活の安定」を保障するに足るものになっていないのでしょうか、まったくそうではないといわざるをえません。

## 2 国際的にみて劣悪な最低賃金

日本の最低賃金は世界の主要な国々と比較してもあまりにも低すぎます。東京は932円、大阪は883円ですが、オーストラリア：1,569円、オランダ：1,271円、フランス：1,269円、ベルギー：1,201円、イギリス：1,193円、ドイツ：1,122円と主な国々と比較しても日本の最低賃金はあまりにも劣悪です。

## 3 生活できない最低賃金

一日8時間、月22日就労するとした場合、大阪府下では15万5千円余／月となり、年間では186万円余にしかなりません。ワーキングプアといわれる貧困ライン200万円／年をはるかに下回っています。

ここから所得税、住民税、厚生年金の保険料や健康保険料等々約2万5千円余を控除すると手取りはわずかに13万円余／月となり、ここから家賃を引き、食費等を引けば、手元にはほとんど残りません。

これでは最低賃金法の定める「労働者の生活の安定」とはほど遠く、若い世代はどううでい結婚などできず、ましてや、子どもを産み育てるなど不可能です。

国連が2013年、日本の最低賃金は「最低生活水準を下回っている」と懸念を表明



日本に警告したのは当然であり、「労働者およびその家族に相当程度の生活を可能にすることを確保する観点」から最低賃金を定めるべきとした国連見解に従うべきです。

#### 4) ワーキングプアを拡大する日本の最低賃金

前述したとおり、日本の最低賃金は年収 186 万円余にしかならず、ワーキングプアといわれる貧困ライン 200 万円／年を大幅に下回っています。

ハローワークの求人票をみると、パートや非正規雇用の賃金はほとんど最低賃金ビックリになっていることを考えると、日本の最低賃金はワーキングプアを拡大再生産しているといわざるをえません。「労働者の生活の安定」を図るべき最低賃金が、逆に、貧困と格差の拡大をつくりだしていることはあってはならないことだと考えます。

#### 5 生活保護との逆転現象は解消されていない

厚生労働省は 2014 年の最低賃金の引き上げで生活保護費との逆転現象は解消したと説明していますが、両者を比較するときの計算方法に根本的誤りがあり、逆転現象はまったく解消しておらず、最低賃金は低すぎます。

生活保護基準は「最低限度の生活」を保障するのですが、それは 8 つの「扶助」で構成されています。しかし、最低賃金との比較対象にされるのはわずかに「生活扶助」と「住宅扶助」の 2 つのみです。残りの扶助を除外していることだけをみても、厚生労働省の計算方法は実態を反映しておらず、まちがっていることは明らかです。とくに、大きな要素となる「医療扶助」を除外しているのは問題であり、これを入れれば、逆転現象はまったく解消されません。

逆転現象を解消するためには、前提なく最大 10% 引き下げた生活保護基準を引き下げ前の 2013 年水準に戻し、その上で、医療扶助等を含めた実質的な可処分所得で計算すべきです。この観点からも最低賃金は大幅に引き上げられるべきであり、1,500 円は最低限度のものです。

生活保護基準を引き下げて、意図的に逆転現象を解消させるような国の行為は生存権を否定するものであり、根本的にまちがっています。そうではなく、最低賃金を引き上げることによって、生活保護基準を引き上げていくことこそ求められているのです。

#### 6) すべての世代、とりわけ若い世代が希望を持てる社会にしていくこと

働いても働いても生きていけない日本社会、こういう社会の閉塞感に対し、若い世代を中心にして最低賃金 1,500 円以上を求める怒りの声が生まれてきています。

前述したとおり、「らしく生きる」ためには最低賃金を 1,500 円にしてもまだまだ足らないのが現実です。しかし、私たちは、差別をなくし、すべての世代、とりわけ若い世代が希望を持てる社会、働きながら生活していく第一歩として、最低賃金を 1,500 円にするよう、ここに要求します。

2017年2月20日

厚生労働大臣 塩崎恭久 様  
大阪労働局長 荻谷秀信 様  
大阪地方最低賃金審議会会长 富田安信 様

関西合同労働組合  
委員長 石田勝啓

2月14日の要求書に追加し以下、要求します。

これらの要求は電通問題に衝撃的に示されたように現在の労働環境が悪化していると  
いう認識と危機感に基づくものである。

1、貴労働局管轄下（以下管轄下）でこの1年間の労基法違反事案の詳細と見解を明らかにし、対策行動計画を求める。

監督署の人員の現状と現実の乖離はないのか。抜本的正規職員の増員を求める。

2、管轄下ダーク企業（通称「ブラック企業」）の現状についての掌握と貴局の責任と緊急対策を求める。

4、管轄下での労働相談案件と、その傾向と見解、その対策について明らかにすることを求める。

5、介護労働現場の待遇改善について

①現状の認識と見解、改善行動計画を求める。

②平均労働者賃金の平均賃金より11万円近く低いとの現状の改善をどう考えて  
いるのか、見解をもとめる。

③介護労働者の今年4月実施の「待遇改善」施策（厚生労働省試算で1万円）が労  
働者に確実にわたる指導をどう考えているか。





2017年2月24日

厚生労働省大阪労働局  
局長 荻 谷 秀 信 殿

■■■■■  
全日本建設交通一般労働組合  
大阪トラック部会  
部会長 山村 光太郎  
■■■■■

### トラック運転者の労働環境改善を求める要請書

謹啓

私たちが従事するトラック産業における労働環境は依然として厳しい状況にあります。

他の産業よりも長時間労働、低賃金であること、運転免許制度の相次ぐ変更により若年層の労働力不足は深刻です。

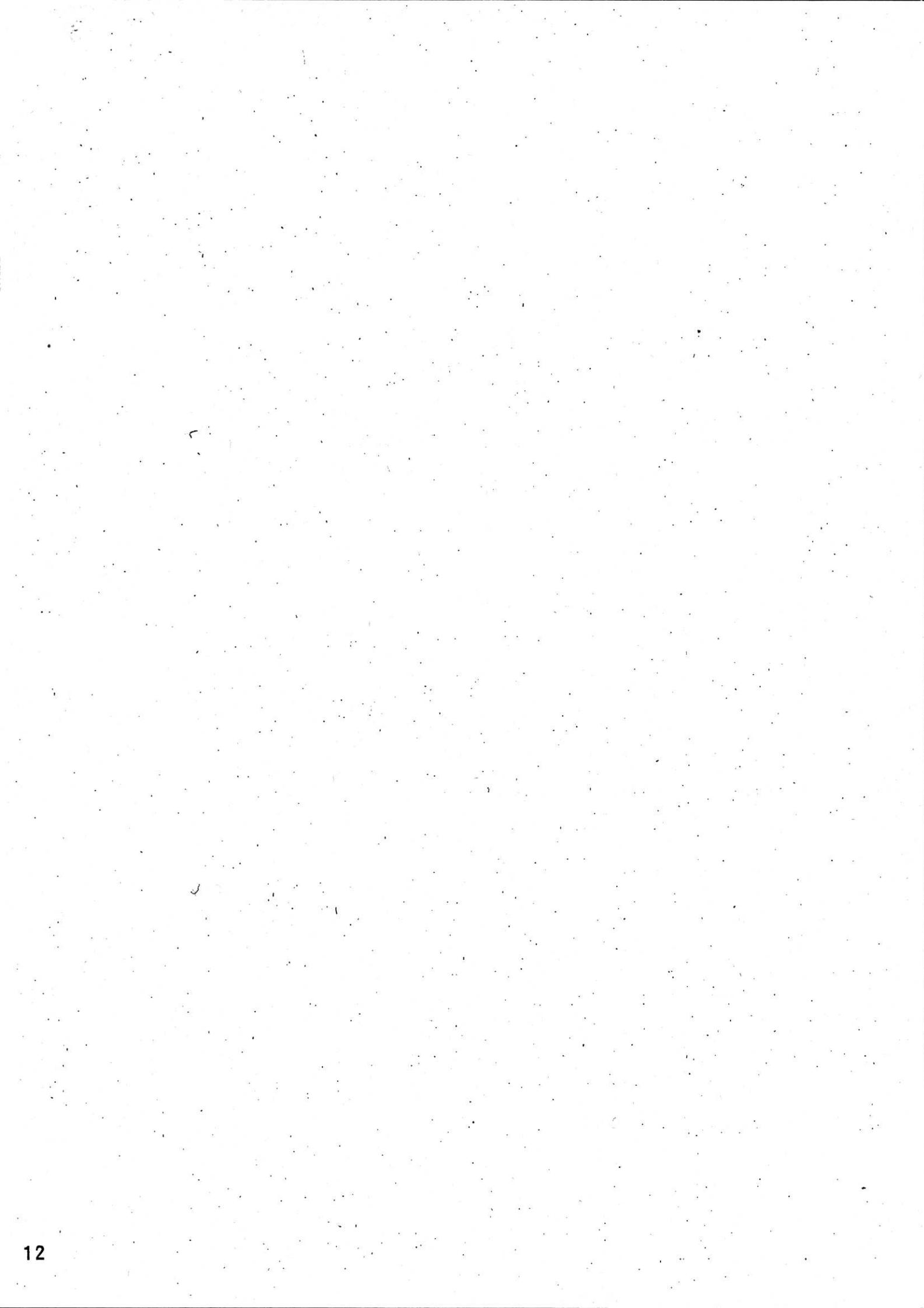
このような状況を改善すべく貴局に下記事項について要請致します。善処いただきますよう何卒宜しくお願い申し上げます。

記

1. 「自動車運転者の労務改善基準告示」を、IL0153号条約や同161号勧告、「過労死認定基準」などの関連から、抜本的な改正及び法制化に尽力されること。
2. 道路貨物運送業（トラック産業）の特定最低賃金の新設における審議会の設置等の要件については、最低賃金法第1条の趣旨に基づき改正されるよう尽力されること。
3. 道路貨物運送業での貴局の監査内容（主に最低賃金・労働時間・36協定・休日取得・賃金台帳の整備等）及び特に大阪運輸支局との相互通報の取り組みについて、公表されること。
4. 道路貨物運送業での労働災害や重大事故惹起事業者に対し、その背景を含めた原因究明を徹底調査し公表されること。また、再発防止（背景事業者を含む）に向けた指導の徹底と指導に従わない事業者への罰則強化を図られること。

謹言





2017年3月22日

大阪労働局長 殿  
大阪府最低賃金審議会会长 殿

全大阪労働組合総連合（大阪労連）  
議長 川辺 伸次

## 最低賃金審議会委員の公正任命と 最低賃金審議会の公開性を求める要請書

総務省「2016年労働力調査」によると、非正規雇用労働者の割合が37.5%と調査開始以来、最も高くなりました。年収200万円未満のワーキングプアが1130万人を超え、貯金ゼロ世帯が30.9%と「働く貧困」が増大しています。相対的貧困率が16.1%となり、国民の6人に1人が貧困状態です。また、「働く貧困」は当事者だけの問題に留まらず貧困の連鎖を招き、子どもの貧困を深刻化させています。

昨年、大阪府最低賃金引き上げで25万3千人に影響を及ぼしたように、最低賃金の影響力がますます大きくなり、最低賃金の果たすべき役割を重視する声が高まっています。

最低賃金の決定に当っては、最低賃金審議会での調査審議が大きな役割を果たします。そのため、労働者代表である労働者委員は、幅広い職種・団体から任命されることが求められるべきです。

大阪労連は、全国一律最低賃金制度確立の政策提起をはじめ、最低賃金生活体験・生活証言運動などを通じて現行地域別最低賃金の不当な低さを告発し、法定最低賃金の大幅な引き上げを求めてきました。あわせて、最低賃金審議会の労働者委員を推薦し、貴職に対し公正・公平な任命を要請してきましたが、労働局長の裁量事項として「総合的判断」との理由で明確な理由も示されず、不公正な任命が続けられてきました。また、専門部会の公開も要請してきましたが、実現しません。

以上のことから最低賃金決定に関わるすべての審議会・専門部会の公開と、審議会委員任命については、公正な立場から任命することを強く求めます。つきましては、下記事項の実現を要請致します。

## 記

1. 最低賃金審議会、同専門部会のすべてを公開し、民主性・公開性を貫くこと。
  - ・現場労働者の声を反映させるべく、希望者による意見陳述の機会等を継続すること。
  - ・専門部会を公開し、専門部会で配布される資料を公開すること。
2. 大阪労連加盟組織及び大阪労連推薦者を最低賃金審議会委員に任命すること。
  - ・任命根拠を明らかにすること。
  - ・審議会委員立候補者の面談を実施すること。
  - ・任期途中の欠員の場合、当初立候補者から順次任命することとし、また、退任した組織からの任命を行わないこと。
3. 最低賃金違反をなくすためにも監督官を増員し、監督行政の強化をはかること。



以上



2017年 4月24日

厚生労働省  
大阪労働局  
長 芹谷秀信 殿

2017年度  
交通運輸産業政策制度要求申し入れ

近畿地方交通運輸産業労働組合協議会

議長 佐藤 雄

近畿地方交通運輸産業労働組合協議会

トラック部会

部会長 園田 善

大阪交通運輸産業労働組合協議会

トラック部会

部会長 五和 善



日頃の労働行政推進にご尽力されていますことに、心より敬意を表します。

さて、トラック運輸産業は、「行き過ぎた規制緩和」以降、小規模事業者の参入が大幅に増加し、貨物輸送量の減少が続く中で、事業者間の競争激化、ドライバー不足や高齢化するドライバーの問題、そして他産業との年収の格差拡大と余りにも課題が山積しています。その結果、既に自助努力が限界に達しており、多くの事業者が存続の危機に直面しています。

このような中、今後国会で審議が予定されている改正労働基準法への対応に向けて、国土交通省と厚生労働省が連携して、「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」が中央と各都道府県で設置され、議論が進められており、全国でのパイロット事業（実証実験）の内容も確定致しました。輸送秩序の確立・適正運賃の収受はもとより、長時間労働の改善に向けた一歩となるものと期待しています。

私たち近畿交運労協トラック部会は、トラック運輸産業の労働組合として、産業の健全な発展、そして働く者の生活の安定と地位向上を希求しています。そのためには、輸送秩序の確立や公正競争の確保はもとより、適正運賃の収受や過重な負担の軽減により業界の底上げをはかることが、官労使を挙げての課題であると認識しています。

つきましては、以下のとおり「2017年度交通運輸産業政策制度に関する要請」を取りまとめましたので、申し入れ致します。業界の発展と社会的地位向上に向け、各段のご尽力をいただきますようお願い申し上げますとともに、本申し入れに際しご回答いただきますよう要請致します。

## 記

### 1. 総労働時間削減に向けた労働法関係の見直しについて

現在、政府で議論されている「働き方改革」での主なテーマの一つである時間外労働の上限規制と長時間労働の是正について、EUの労働時間指令「Directive 2003/88/EC」や、ILO第153号条約の概念と共にEU規則「Regulation (EC) No. 561/2006」やEU指令「Directive 2002/15/EC」等の適用国の事例も参考に、法律化と厳格な適用を図られたい。

(1) 休息期間（インターバル規制）を労働基準法および労働安全衛生法に規定し、その違反に対しては罰則を科されたい。

なお、期間の設定に際しては、1日を単位とする休息期間（少なくとも8時間以上）とあわせて、隔日勤務等の勤務形態や変形労働時間、休日を考慮し、1週・2週間あるいは1ヶ月あたり等を単位とする期間を設定されたい。

(2) 「時間外労働の限度基準」告示は、第5条で適用除外業務・事業が指定されているが、とりわけ中小規模の事業者が多い自動車運送事業では、労働基準法の適用除外にされていると曲解し、労働法令を逸脱する行為が横行して

いる。については、同告示の実効性を高めるために法律に格上げするとともに、自動車運転の業務など、現在適用除外とされている業務・事業についても別規定とせずに条文に網羅されたい。

(3) 労働基準法第40条および同法施行規則第32条で規定される「長距離にわたり継続して乗務するもの」のうち、自動車の運転に関わる者の休憩時間に関する規定は、改善基準告示の連續運転時間経過後の運転中断中に貨物の積み降ろしが行われる実態等もふまえ、休憩時間相当の場合に限るものとされたい。

(4) 改善基準告示は、そもそも、これまで各産業における時短の取り組みから取り残されてきたもので、過労死認定基準を超える長時間労働を許容する水準となっており、過労による労災の発生を招き、総労働時間短縮の阻害要因ともなっている。

また、改善基準告示を遵守できないケースの多くには、その上限を前提にダイヤ等の設定がなされていることに原因があり、ひとたび交通渋滞等が発生すると、たちまち告示違反となる状況に陥ることとなる。

については、改善基準告示の拘束時間の上限の短縮に取り組まれたい。同時に、時間外労働の短縮に向けた業界としてのダイヤ設定上の目標値（法的拘束力のない拘束時間と36協定の目標値）を官労使で設定するなど、拘束時間上限へのマージンを設定されたい。

(5) 歩合給中心の賃金体系では、繁閑で大きく収入が異なり、さらに、病気や怪我により収入が著しく変動することとなる。労働時間管理もなされていない完全運賃歩合制（出来高制）や、個人償却制度・運行時間外手当など、判例で無効とされた賃金制度も散見されることから、改善基準通達（6割の保障給）の厳格運用を徹底するとともに、ドライバーの安定した賃金制度モデルの構築に取り組まれたい。

あわせて、労働基準監督署に提出されている賃金規程には、具体的な賃金水準が記載されていない事業者も多いことから、問題のある賃金制度の改善に向け事業者を厳しく指導されたい。

また、歩合給制や出来高給制であっても、法定時間外労働や、深夜労働をした場合は、労働基準法37条（時間外、休日及び深夜の割増賃金）にもとづき割増賃金が支払わなければならない。

したがって、適正な労働時間管理がなされるよう事業者を指導されたい。

(6) 改善基準通達（基発第93号）の以下の項目を告示化されたい。

- ① 累進歩合の禁止
- ② 手待ち時間は労働時間であること
- ③ 歩合給が採用されている場合には、労働時間に応じ、固定給とあわせて通常の賃金（時間外・休日手当を含む3ヶ月の平均賃金を総労働時間で除したもの）の6割以上の賃金が保障されるよう保障給を定めること

(7) 厚生労働省では、国土交通省との連携強化や相互通報制度の拡充、タクシーにおける合同監査・監督の実施、さらには2008年度からバス・トラック事業者にも合同監査を拡大することで、労働基準法・改善基準違反を端緒とした処分事業者の発生など一定程度の成果を上げていることは評価できるが、いまだに違反事業者は後を絶たない実態にある。

したがって、行政監査の充実強化および適正化事業実施機関との連携を一層強化されたい。

## 2. 労働債務の不履行対策強化について

労働者保護の施策として、企業倒産や企業売却等において、労働債務の不履行の事態が発生しないよう所要の措置を講じられたい。

また、企業倒産による未払い賃金の認定確認制度の適切な運営を行われたい。

## 3. 社会保険制度に関する行政監督と罰則強化について

社会保険、厚生年金および労働保険等の社会保険制度の維持ならびに輸送維持の観点からも、国土交通省との相互通報制度等の活用や税務当局との連携等により違法行為を積極的に取り締まり、悪質なものには罰則規定を適用されたい。

特に、社会保険未加入事業所を重点的に取り締まり、行政処分の適用を徹底されたい。なお、年金受給資格期間の10年への短縮は評価するが、厚生年金の加入遅れに対する保険料の追加徴収については、罰則強化の観点から過去10年まで（段階的な延長、及び労働者負担分は免除などの配慮は必要）とされたい。

## 4. 違法労働者出向・派遣への取り締まり強化

コスト削減を目的に子会社で採用して、即親会社へ派遣する雇用形態が横行している。これは、出向ならば職業安定法の禁ずる「労働者供給事業」にあたり違法派遣である「専ら派遣」に該当するとともに、抵触日等の派遣規制も守られていない状況にあるなど問題が多いことから、行政からの監査を強化されたい。

## 5. トラック免許取得講座の拡充について

運輸業界における人材不足が顕著となる中で、18歳からドライバーとして乗務可能とするための準中型免許が2017年3月12日に新設された。

については、現在実施されている自動車運転免許取得に対する支援制度について、現行の中型・大型2種・大型トラック等の免許取得講座の一層の充実に加えて、準中型免許を対象とした講座の開設にむけて、教育訓練給付金や

キャリア形成促進助成金制度の充実化に取り組まれたい。

#### 6. 特定（産業別）最低賃金制度の制定に向けて

- (1) 安全確保を使命とする交通運輸産業においては、輸送秩序の確保、事業の公正競争確保の観点から、セイフティ・ネットとして基幹職種であるトラック運転者の特定（産業別）最低賃金制度が制定されるよう、事業者、各出先機関への指導および支援措置を講じられたい。
- (2) 貨物自動車運送事業法案の審議の中で、トラック運輸の労働時間の短縮が、単純に賃金の低下に終わるということであってはならない、と指摘されており、法の成立にあたっての参議院の附帯決議においても、産業別最低賃金制度の確立に努めることが盛り込まれた。
- しかし、参入規制の緩和以降の過当競争の中で、低賃金・長時間労働の事業者も増加し、総額賃金はもとより時間あたり賃金を見ても、全産業平均との差が拡大しており、法審議の中で懸念されていた事態が現実となっている。
- したがって、特定（産業別）最低賃金の新設は、労使のイニシアチブで決定するとしても、審議の前提となる公正競争ケースの申し出の要件の判断に際しては、そのハードルも含めて、行政として最大限の支援策を講じられたい。

#### 7. 障害者が「働く」ことを積極的に支援する企業の認定制度の創設について

障害者の雇用促進に向けて、障害者雇用促進法で法定雇用率等の制度が定められている。一方で、障害者優先調達推進法では、国・地方団体等が、優先的に障害者就労施設等から物品等を調達するよう定めるとともに、附則第3条で「需要の増進を図るために必要な」税制措置をはかることとされている。

2015年度から、優先発注企業等の厚生労働大臣表彰が実施されているが、民間の需要を拡大するにはインセンティブの拡充が有効である。

したがって、発注促進税制の拡充とあわせて、法定を上回る障害者雇用や、障害者就労施設等に積極的な発注や物品の購入を行うなど、障害者が「働く」ことに対する企業の支援をより大きな枠で評価し、認定する制度（くるみんのような制度を想定）を創設されたい。

#### 8. 高齢者の就業促進について

(1) 雇用と年金の接続のため、段階的に65歳までの希望者全員の雇用確保措置がとられているが、法定定年年齢が60歳の現状において、定年前後の職務内容が同一でも賃金を引き下げられている実態があり、継続雇用者のモチベーション低下をもたらしている。また「同一労働同一賃金」との整合性から、社会問題となっている事案も発生している。

したがって、少なくとも特別支給の老齢厚生年金（報酬比例部分）の支給

開始年齢と法定定年年齢を接続されたい。

(2) 超高齢社会の到来を急頭に、老年学会等から高齢者の定義を75歳以上とすべきと提言された。現役世代の延長は、年金等の保険料負担者の増加や社会保障費用の削減、人手不足対策としては有効であるものの、業務によっては、労災事故や健康起因事故の増加などのリスクをはらんでいる。

したがって、身体能力を要する自動車運転の業務など、業種・業務ごとの実態を踏まえた年金支給開始年齢の設定、また、年齢に応じた身体負担の軽減に向けて、企業横断的な雇用の受け皿の創設も検討されたい。

#### 9. 外国人材の受入れの問題について

外国人労働者の安易な受け入れ拡大は、違法な低賃金で働く外国人労働者の大幅な流入をもたらし、賃金・労働条件の低位化が定着することで外国人労働力に当該業界が依存することにつながることから、対象業務について慎重に検討されたい。

とりわけ、自動車の運転の業務は、貨物・旅客自動車運送事業はもとより、建設業においても資材の運搬をはじめ幅広い需要があるが、ひとたび事故が発生すると多くの人的・物的被害が発生する業務である。外国人労働者によるこれらの業務への従事は、言葉や習慣の違いによる事故惹起のリスクや事故発生後の対応、また、過走により当該運転者への刑事・行政処分が形骸化する可能性もあり、道路交通全体の安全を脅かす深刻な事態となるおそれがありにある。そして、この懸念が顕在化してからでは、対策を施すのは非常に困難である。

したがって、営業用車両の運転業務（報酬を受けて自家用車両の運転業務を行う場合を含む）への導入は行わないように対応されたい。

以上

大阪労働局長 殿  
大阪府最低賃金審議会会長 殿

2017年6月9日  
全大阪労働組合総連合(大阪労連)  
議長 川辺

## 最低賃金の時間額1500円以上への引き上げと 全国一律最低賃金の法制化を求める要請書

非正規労働者が急増し、働いても生活できない年収200万円以下のワーキングプアが2年連続1130万人を超えていました。厚生労働省の「2014年国民生活基礎調査」では、日本の相対的貧困率は16.1%、子どもの貧困率16.3%と国民の6人に1人、子どもの6人に1人が貧困状態であり、貧困の連鎖が深刻となっていることが明らかとなっています。

このような事態を開拓していくためには、国がリーダーシップを發揮し、緊急の施策が求められています。先進諸国では、全国一律で時給1,000円～1,300円、月額20万円が一般的となっており、日本の最低賃金の最大の問題は、水準の低さです。

昨年、大阪の最低賃金は883円になりましたが、1日8時間週40時間働いても月額141,280円、年収1,695,360円では「人間らしい生活」暮らしは出来ません。最低賃金は、低賃金労働者のセーフティ・ネットであり、生計費原則に基づく金額でなければなりません。

最低賃金の抜本的引き上げは消費、内需を拡大する最も効果的な景気対策です。格差と貧困をなくし、大阪の景気を回復・循環させていくためには、中小企業支援策の拡充を行いながら、最低賃金を大幅に引き上げることが求められています。つきましては、下記事項の実現を要請致します。

### 要請事項

1. 最低賃金については、次のように改善すること。  
大阪府最低賃金を、時間額1,500円以上、日額12,000円以上、月額24万円以上に引き上げること。
2. すべての労働者が健康で文化的な生活を営むために必要な賃金の最低額を保障すること。  
 ①すみやかに時間額1000円以上、日額800円以上、月額17万円以上とすること。  
 ②最低賃金をナショナル・ミニマム（国民生活の最低保障）の基軸とするよう国や関係機関に働きかけること。
3. 最低賃金審議会専門部会のすべてを公開し、民主性・公開性を貫くこと。  
 ①審議会、専門部会の委員選任については、公正・民主的に任命すること。  
 ②最低賃金審議会専門部会の傍聴を認め、議事録を公開すること。  
 ③生計費原則に基づく最低賃金額を決定すること。  
 ④最低賃金審議会での意見陳述時間を10分に延長すること、また最低賃金法や労働基準法の適用除外を訴える団体からの意見陳述は、金額改正の審議を行う場という趣旨から外れているため控えること。
4. 最低賃金法を改正すること。  
 ①全国・全産業一律の最低賃金制を確立すること。  
 ②最低賃金の日額、月額設定を復活させること。
5. 監督官を増員し、監督行政の強化をはかること。  
最低賃金額の周知徹底を強化し、最低賃金違反の指導を強化すること。



以上



震災復興、生活改善、経済の好循環に向け生活保障賃金の確立を！

大阪府の最低賃金（883円/時）の大幅引き上げを！

すみやかに全国一律<sup>時間</sup>1,000円以上の最低賃金実現を求める要請

内閣総理大臣殿  
厚生労働大臣殿  
中央最低賃金審議会会長殿  
大阪最低賃金審議会会長殿  
大阪労働局局長殿

2017年月日

●要請趣旨●

雇用労働者の4割が非正規雇用になり、労働者の4人に1人が年収200万円以下のワーキング・プアです。低賃金で不安定な仕事にしか就けず、結婚・出産・育児ができない人が増え、少子高齢化がますます進行し、社会基盤を硬直化させています。そのうえ大震災の被災地の復興や生活再建も進んでいません。

政府は、経済の好循環を実現するには賃金の引き上げが必要と言いますが、地域別最低賃金は最も高い東京で932円、宮崎、沖縄では714円です。フルタイムで働いても、月額11万～13万円の手取りでは、健康で文化的な最低限の生活はできません。地域間の格差は218円に拡大し、労働力の地方から都市部への流出を招いています。地方・地域を再生させるうえでも、地域間の格差の是正と最低水準の大幅な引き上げが絶対に必要です。

安倍首相は「毎年最賃3%程度の引き上げを目指す」としていますが、この目標では2020年には全国加重平均で925円にしかならず、2010年雇用戦略対話の「できる限り早期の全国最低800円を確保し、2020年までに全国平均1000円をめざす」とする政労使の合意からは後退しています。

法人税の減税や円安が急速に進んだことで大企業の内部留保は前年度から13兆円積み増しし、過去最高になっています。一方、個人消費は2年連続でマイナス、実質賃金にいたっては11年～15年の5年連続マイナスとなっています。眞の「経済再生」を実現するには、中小企業への経済支援、下請け単価の改善を図り、最低賃金を引き上げることが必要です。人間らしく生活できる金額の最低賃金を基本に、生活保護基準、年金、下請け単価、家内工賃、課税最低限などを整備すれば、誰もが安心して暮らせる社会をつくることができます。

については2017年の最低賃金改定にあたり、下記事項が実現されるよう、貴職のご尽力をお願いします。

●要請事項●

- 最低賃金の地域間格差をなくし、全国一律の最低賃金制度の創設をめざすこと。
- 最低賃金時間額を、すみやかに時間額1,000円以上へと引き上げ、時間給1,500円を実現すること。
- 全国一律最低賃金制度は、年金支給額、下請単価、業者や農家の自家労賃などに連動させ、ナショナル・ミニマム（国民生活の最低保障）の基軸とすること。
- 最低賃金は、時間額だけでなく、日額、月額も明示すること。

2017年5月23日

住所

〒534-0024 大阪市都島区東野田町1-5-26

おおさかバーコード労働組合パート部会

団体・代表者名

部会長 森尾由紀子

[取扱団体] 全大阪労働組合総連合／全国労働組合総連合

この署名用紙は、大阪地方最低賃金審議会に提出します。

要請以外の目的に個人情報が使用されることはありません。





震災復興、生活改善、経済の好循環に向け生活保障賃金の確立を！

大阪府の最低賃金（883円/時）の大幅引き上げを！

## すみやかに全国一律<sup>時間額</sup>1,000円以上の最低賃金実現を求める要請

内閣総理大臣殿  
厚生労働大臣殿  
中央最低賃金審議会会長殿  
大阪最低賃金審議会会長殿  
大阪労働局局長殿

2017年 月 日

### ● 要請趣旨 ●

雇用労働者の4割が非正規雇用になり、労働者の4人に1人が年収200万円以下のワーキング・プアです。低賃金で不安定な仕事にしか就けず、結婚、出産、育児ができない人が増え、少子高齢化がますます進行し、社会基盤を硬直化させています。そのうえ大震災の被災地の復興や生活再建も進んでいません。

政府は、経済の好循環を実現するには賃金の引き上げが必要と言いながら、地域別最低賃金は最も高い東京で932円、宮崎、沖縄では714円です。フルタイムで働いても、月額11万～13万円の手取りでは、健康で文化的な最低限の生活はできません。地域間の格差は218円に拡大し、労働力の地方から都市部への流出を招いています。地方・地域を再生させるうえでも、地域間の格差の是正と最低水準の大幅な引き上げが絶対に必要です。

安倍首相は「毎年最賃3%程度の引き上げを目指す」としていますが、この目標では2020年には全国加重平均で925円にしかならず、2010年雇用戦略対話の「できる限り早期の全国最低800円を確保し、2020年までに全国平均1000円をめざす」とする政労使の合意からは後退しています。

法人税の減税や円安が急速に進んだことで大企業の内部留保は前年度から13兆円積み増しし、過去最高になっています。一方、個人消費は2年連続でマイナス、実質賃金にいたっては11年～15年の5年連続マイナスとなっています。真の「経済再生」を実現するには、中小企業への経済支援、下請け単価の改善を図り、最低賃金を引き上げることが必要です。人間らしく生活できる金額の最低賃金を基本に、生活保護基準、年金、下請け単価、家内工賃、課税最低限などを整備すれば、誰もが安心して暮らせる社会をつくることができます。

については2017年の最低賃金改定にあたり、下記事項が実現されるよう、貴職のご尽力をお願いします。

### ● 要請事項 ●

- 最低賃金の地域間格差をなくし、全国一律の最低賃金制度の創設をめざすこと。
- 最低賃金時間額を、すみやかに時間額1,000円以上へと引き上げ、時間給1,500円を実現すること。
- 全国一律最低賃金制度は、年金支給額、下請単価、業者や農家の自家労賃などに連動させ、ナショナル・マム（国民生活の最低保障）の基軸とすること。
- 最低賃金は、時間額だけでなく、日額、月額も明示すること。



2017年 月 日

氏名	住所
[REDACTED]	[REDACTED]

[取扱団体] 全大阪労働組合総連合／全国労働組合総連合

この署名用紙は、大阪地方最低賃金審議会に提出します。

要請以外の目的に個人情報が使用されることはありません。



# 大阪府の最低賃金を直ちに1,000円以上に引き上げ、 地域間格差の解消を求める要請書

大阪府最低賃金審議会会長 殿  
厚生労働大臣 塩崎 恭久 殿  
中央最低賃金審議会 会長 殿

## ■ 請願趣旨 ■

日本の最低賃金制度は、地域別にランク分けされ、諸外国に大きく見劣りする低水準に置かれています。地域間格差が年々広がり、最低賃金の低い地方からの若者などの流出が大きな問題になっています。私たちは、普通に働けば人間らしい生活ができる最低賃金の水準と全国一律最低賃金制度を求めます。それに至る過程として、大阪府の最低賃金を、今すぐ1000円以上に引き上げ、格差を是正することを、政治の決断で実現してください。それこそが地域経済をあたため、人口減少社会に歯止めをかける確かな道です。

そのためにも、地域経済を支える主役である中小企業・小規模事業者に最低賃金の引上げを保障する特別な財政措置を行ってください。あわせて、単価の不当な切り下げなど大企業の下請いじめを正すことなど、コストが価格に適正に反映される仕組みを整備するよう要請します。

## ■ 請願項目 ■

1. 大阪府の最低賃金を直ちに1,000円以上に引き上げること。
2. 最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、中小企業支援企業に対する特別補助を行うこと。

以上

氏名	住所
[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]

※ この署名用紙は、関係行政への要請以外の目的に個人情報が利用されることはありません

【取扱団体】全国労働組合総連合（全労連）・国民春闘共同委員会



2017年6月13日

厚生労働省  
大阪労働局  
局长 茅谷秀信 殿



大阪交運労協産業労働組合協議会  
受付

松延博道

大阪交運労協産業労働組合協議会  
会員登録会

小川敬二

## 2017年ハイタク関係・政策・制度要求に関する要請書

日頃の労働行政推進へのご尽力に心から敬意を表します。

さて、今日のハイタク産業を取り巻く社会、経済環境が大きく変化する中にあって、安全問題、諸労働条件の改善等、多くの課題が山積しています。

大阪交運労協ハイタク部会として政策・制度における要請を下記のとおり申し入れますので、貴職の積極的な監督指導を要請致します。

### 記

#### (1)悪質事業者への監査強化と指導の徹底及び退場制度の構築について

過去から悪質事業者に対して監査強化や指導などを要請してきましたが、改善基準告示を含め労働基準法などの法律を遵守しない事業者が多数見受けられます。事業者の中には「法律を守ればタクシー事業は成り立たない」、「タクシー事業は法律を守っていては儲からない、いい加減にすれば儲かる」などと豪語する事業者も少なくありません。これでは良識ある事業者は馬鹿を見ることになり、「タクシーの常識は世間の非常識」、「世間の常識はタクシーの非常識」と言われるようになります。悪貨が良貨を駆逐する事になってしまいます。

貴局におかれましても、このような悪質事業者には過去から徹底した指

導を行っていただいていると信じますが、これまで以上に厳しい監査をお願いするど共に、最終的に業界から強制的に退場させることのできる制度の構築を願いたい。併せて、タクシー事業者での直近の監査で、どのような違法行為がどのような頻度であったのかお聞かせ願いたい。

## (2) タクシー乗務員不足に対する雇用施策について

大阪におけるタクシー運転者数は、2017年1月末現在、24,833名、運転者証交付数は21,373名で昨年と比べて運転者数で1,032名、運転者証交付数では783名減少しています。このように運転者が毎年1,000名前後減少する傾向は、この数年間続き、運転者不足で労務倒産する事業者が出始め、このままでは公共交通の個別輸送機関であるタクシー産業が崩壊に繋がる危機的状況となっています。運転者不足に比例して高齢化が進み、今年2月末日現在、法人タクシー運転者年齢階層は、60歳以上が全体の67.3%、65歳以上は50.5%、70歳以上は22%、逆に40歳以下は11.8%で、平均年齢は61.8歳となり高齢化に歯止めが効かない状況となっています。

このような状況はタクシー業界において、長時間勤務や低賃金などの劣悪な労働条件の低下が常態化し、若年層の労働力を確保できないことが大きな要因になっています。少子高齢化時代におけるタクシー産業の労働力問題について、現状の問題点を充分把握し、労働力確保に向けた労働環境改善につながる施策を早急に実施していただくよう願いたい。

## (3) 大阪におけるタクシー運転者の推計平均年収について

厚生労働省は2月22日、2016年の賃金構造基本統計調査結果をまとめ公表されました。調査結果では、タクシー運転者(男性)の全国平均推計年収(月間給与額×12カ月+年間賞与額)は、前年調査の3,097,600円に比べて222,500円、7.2%上昇し、3,320,100円、大阪では平均3,681,300円となり、全産業男子労働者平均の推定平均年収と比べて格差が縮小したとしています。調査対象事業所は毎年同じ事業所で固定していないため、年収推計や前年との増減比較が事業者やタクシー運転者の実感から乖離しているケースもありますが、ほとんどのタクシー運転者の賃金は出来高制払いであり、定められた乗務数を消化していない乗務員が多い状況下で、大阪の平均推定年収が368万円という結果は、私たちの実感からも大きく乖離しています。大阪では、タクシー会社の一般的な賃金計算では、地域別最低賃金に届かないような営業収入が、大阪の事業者団体が出す輸送実績という状況が続く中、統計調査の中身について、どのようにまとめられたのかお聞かせ願いたい。

#### (4) タクシー運転者の給与体系の再構築及び産業別最低賃金の確立について

2014年に施行された「改正タクシー適正化特措法」の衆参両院付帯決議において、「事業者は歩合給と固定給のバランスのとれた給与体系の再構築、累進歩合制の廃止、事業に要する経費を運転者に負担させる慣行の見直し等、賃金制度の改善に努めるよう」事業者に求められたが、3年を経過した今日に至っても改善は進んでいません。最低賃金法違反や改善基準違反が横行する中、歩合給中心の賃金制度から固定給を中心とした賃金制度に改善されるよう、行政の立場から措置を講じられたい。

併せて法を無視した無秩序な運賃競争の中、安全・安心輸送を担保する意味でも行政主導で、タクシー運転者の産業別最低賃金制度を大阪で設定できるよう業界に指導願いたい。

#### (5) 「自家用ライドシェア」、「ジャスタビ」などの雇用問題について

利用者がスマホで配車を依頼すると登録された一般のドライバーが自家用車を使って、目的地まで一種免許で輸送する、所謂「白タク」行為とされている「自家用ライドシェア」や一般ドライバーとレンタカー利用者をマッチングさせた「ジャスタビ」などの運転者は、事業者との間に労働契約関係はなく請負関係であり、労働者でないとされることから、労基法の保護はもとより、労災保険や失業保険の適用もなく、事業者は単なる仲介者であり、道路運送法や労働関係法令の適用を受ける事はありません。また、事業者は運行管理等を行わず、運送契約に伴うリスクも一切負わず、運送の安全・安心の確保に大きな問題があると指摘されています。単発の仕事を請負契約で数をこなして生計を立てる働き方について、海外では労働者性を認める判決があちらこちらで出されている状況を鑑み、関係行政の考え方は様々ですが、労働行政を司る貴局ではこのような「白タク」行為の導入について、考え方をお示し願いたい。

#### (6)監査要員の増員について

監査要員不足については、各行政も認めている状況で、交通運輸産業のみを監督する近畿運輸局と違い、貴局はすべての業種が対象であるため、地域の労働基準監督官だけでは充分な監査が行われるには、まだまだ要員不足は否めないと想いますので、更なる要員の増員をお願いします。併せて昨年5月に行いました貴局への要請回答交渉でお聞きしました「現在の大坂労働局管内の労働基準監督官数」をお聞かせ願いたい。また、指導監査体制を維持するためには、「ただ人を増やせばよいというものではなく新人職員の教育研修を行うこと等についても厚生労働本省に強く要請をしている」との回答もいただきましたが、その後の進捗状況をお聞かせ願いたい。

(7)いわゆる新ガイドラインによる長時間労働是正と働き方改革について

今年1月より労働時間の適正な把握のために使用者が講すべき措置に関するガイドラインが実施されていますが、ハイタク業界では休憩時間管理は乗務員の自己申告が一般的です。また、手待ち時間は労働時間であることを、貴局が作ったガイドラインにも明記されている中で、多くの事業者は手待ち時間を休憩時間であると乗務員に報告することを強要し、実態として労働時間の適正な管理は行われていません。働き方改革の一環として長時間労働のは是正が謳われていますが、貴局としての方針をお聞かせ願いたい。

同じく働き方改革で、副業、兼業の推進が上げられていますが、ハイタク業界では実態として運転者が明け番の日に、運転代行の仕事をしたり、他の仕事をする者が存在します。時間外労働の上限規制が大きな課題として取り上げられている状況で、輸送の安全が基本である公共交通機関で働く労働者に関しては、特に適正な労働時間管理が求められます。交通機関で働く労働者の時間外上限規制には猶予期間が設けられるのですが、利用者と労働者の安全の観点から、現行の改善基準告示をはじめとする労働法規の厳格な運用を求める。

以上

# 目安制度の在り方に関する全員協議会報告(平成29年3月28日中央最低賃金審議会了承)のポイント

## 1 目安制度の意義

- 目安制度が引き続き必要であることを確認

## 2 ランク区分の見直し

- ランク区分の基礎となる諸指標について、統計調査の改廃等を踏まえ、19指標に見直し
- ランク数 4ランク(現行と同じ)
- 各都道府県の経済実態を踏まえランクを決定※ (ランク変更は3県 埼玉 B→A、山梨 C→B、徳島 D→C)  
※ 「所得・消費」、「給与」、「企業経営」に関する諸指標による総合指數に基づき決定

## 3 目安審議の在り方

- 今後の目安審議については、公労使三者が、その真摯な話しを通じて、法の原則及び目安制度に基づき、日々の事情を勘案して決定することが重要
- 地方最低賃金審議会に対して目安の信頼感を確保するための取組を一層進めていくことが必要
- 最低賃金引上げの影響について、参考資料の見直し等によりこれまで以上に確認していくことが必要

## 4 参考資料の在り方

- 経済社会状況の変化等も踏まえ、各種統計資料の取捨選択を行うなど、引き続き見直しについて検討することが必要
- 最低賃金引上げが及ぼす影響については、例えば都道府県別の影響率や雇用者数の動向に関する資料など広く様々な統計資料等を注視しながら、継続的に検討していくことが必要

## 5 今後の見直し

- 5年ごとに見直しを行い、平成34年度以後、当該見直しの結果に基づいて目安審議を行う



## 中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告

(平成29年3月28日中央最低賃金審議会了承)

中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会（以下「全員協議会」という。）は、平成26年6月18日の中央最低賃金審議会において、現行目安制度の見直しについて付託を受けた後、主として①目安制度の意義、②ランク区分の在り方、③目安審議の在り方、④参考資料の在り方の4つの課題について、最低賃金を取り巻く状況の変化も踏まえ、目安制度の原点に立ち返って鋭意検討を重ね、下記のとおり全員協議会報告として取りまとめたので報告する。

## 記

## 1 目安制度の意義について

## (1) 目安制度の原点に立ち返った検討

目安制度の見直しの検討に当たっては、平成23年の全員協議会報告において引き続き検討することとされた事項及び全員協議会で新たに提起された問題・指摘を踏まえ、地方最低賃金審議会会长や有識者からの意見も聴取しながら検討を行い、平成27年5月に論点の中間整理を行った（別紙1）。

さらに、その後のランク区分の在り方の検討の過程において、ランク区分が目安制度の運用の基本に関わる部分であり、もう一度原点に立ち返って議論すべきである、また、関係者の理解と信頼を得るべく慎重に検討すべきであるとの意見があったことを踏まえ、目安制度の必要性について、改めて地方最低賃金審議会委員の意見を聴取しつつ、目安制度の原点に立ち返って慎重に検討を積み重ねた。

## (2) 目安制度の必要性について

目安制度については、地方最低賃金審議会委員の意見も踏まえて検討した結果、その運用に当たっての課題が指摘されるものの、最低賃金額の改定について、できるだけ全国的に整合性ある決定が行われるようにすべきであること、また、制度として定着し、地方最低賃金審議会の円滑な審議に重要な役割を果たしていることから、47都道府県をいくつかのランクに区分した上で目安を提示することの必要性について改めて確認した。

## 2 ランク区分の在り方について

### (1) 指標の見直し

ランク区分については、平成7年の見直しにおいて、賃金動向を始めとする諸指標を総合化した指数（以下「総合指数」という。）を各都道府県の経済実態とみなし、各都道府県の経済実態に基づき各ランクへの振り分けを行うこととし、当該諸指標については、各都道府県の経済実態を示す指標のうち特に最低賃金に関係が深いと考えられるものとして20指標を選定した。

その後の全員協議会（平成12年、平成16年及び平成23年）においては、上記の基本的な考え方を踏襲し、見直しを行ってきた。

今回のランク区分の見直しに当たっては、ランク区分の基礎となる諸指標について、近年の統計調査の新設・改廃の状況も踏まえ、所得・消費に関する指標について都道府県全体の状況を捉えるものとなるようにするとともに、地域の労働者の賃金や企業の賃金支払能力をより的確に反映するよう、指標の安定性にも配慮しつつ、別紙2のとおり見直しを行った。具体的には、

イ 所得・消費に関する指標としては、

- ・所得を示す代表的なものとして県民所得及び雇用者報酬
- ・消費を示す代表的なものとして世帯支出、消費者物価及び家計最終消費支出の合計5指標とした。

ロ 給与に関する指標としては、主として時間当たり給与（原則として所定内給与）をみるとこととし、

- ・規模計の給与（資料出所の異なる2指標）
- ・小規模事業所の給与（1指標）
- ・短時間労働者の給与（1指標）
- ・規模計の低賃金層の給与（第1・十分位数）（一般及び短時間労働者の各1指標）
- ・小規模事業所の低賃金層の給与（第1・十分位数）（1指標）
- ・新規高等学校卒業者の初任給（1指標）
- ・地域別最低賃金額

の合計9指標とした。

ハ 企業経営に関する指標としては、

- ・主要産業の生産性を示すものとして、製造業、建設業、卸売業・小売業、飲食サービス業及びサービス業のそれぞれの1事業従事者当たりの付加価値額の合計5指標とした。

上記の指標について、都道府県の経済実態の中長期的な変化の的確な把握の必要

性、数値の安定性等に鑑み、別紙3のとおり、これまでの算出方法を踏まえながら、原則として直近の5年間で得られた数値の平均値をとった上で、当該平均値について最大値となる都道府県を100とした指数を算出して単純平均し、東京を100とした総合指数を算出した結果、新しい総合指数は別紙4のとおりとなった。

(2) 新しい総合指数に基づくランク区分及び各都道府県の各ランクへの振り分け  
上記の新しい総合指数の状況を踏まえると、いくつかのランクに区分することが必要である。

ランク数については、47都道府県の総合指数の差、分布状況に鑑みると、4ランク程度に区分することが妥当であり、各都道府県の各ランクへの振り分けについては、以下の考え方に基づき、別紙5のとおりとすることが適当である。

イ 総合指数を順番に並べ、指数の差が比較的大きいところに着目する。

ロ 各ランクにおける総合指数の分散度合いをできる限り小さくすることにも留意する。

なお、この総合指数は、全員協議会においてランク区分の見直しのための基礎データとして用いたものであることは、平成12年の全員協議会報告において示されたとおりである。

### 3 目安審議の在り方について

#### (1) 近年の目安審議の評価

近年の目安審議は、①法の原則（最低賃金法第9条に定める地域別最低賃金の原則をいう。）、②目安制度（これまでの全員協議会において合意を得た目安制度の在り方及び賃金改定状況調査等参考資料等を総称する。）を基にするとともに、それらの趣旨や経緯を踏まえ、③時々の事情（時々の目安審議で中央最低賃金審議会目安に関する小委員会が踏まえた事情を総称する。）を総合的に勘案して行われている。

また、「生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする」規定が新たに加えられた最低賃金法改正法の施行を受けて、計画的に最低賃金の引上げが行われてきた結果、現行の比較方法において、平成26年度までに全ての都道府県で生活保護と最低賃金の乖離解消が図られたところである。

平成28年度の目安審議では、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）等に配意した審議が行われるとともに、地方最低賃金審議会に対して、中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告の趣旨等について、同小委員長の補足説明が行われた。

これらに対する意見として、目安審議に当たっては、最低賃金の水準が最低賃

金法第1条に規定する法の目的を満たしているかどうかという観点から議論することが必要であり、賃金改定状況調査結果の賃金上昇率に基づく最低賃金の引上げ幅の議論のみではなく、最低賃金のあるべき水準を重視した議論が必要であるとの意見や、地域間格差の縮小に向けて目安を示すことを考えるべきではないかとの意見があつた。

他方、近年、目安に占める時々の事情の比重が大きく、数値的な根拠が明確ではなくなっているという点から、目安に対する地方最低賃金審議会の信頼感が失われつつあるのではないか、との意見があつた。また、最低賃金の引上げに伴い影響率が上昇している中、中小企業の経営状況に与える影響を懸念する意見や、最低賃金引上げの影響について配慮すべきとの意見があつた。

また、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率が低下してきたことについて配慮すべきとの意見があつた。

## (2) 今後の目安審議の在り方について

今後の目安審議については、公労使三者が、その真摯な話し合いを通じて、法の原則及び目安制度に基づき、時々の事情を勘案しつつ総合的に行うことが重要である。その際、地方最低賃金審議会に対して目安の合理的な根拠を示すための努力など目安への信頼感を確保するための取組を一層進めていくことが必要である。

また、近年の最低賃金の引上げ状況を踏まえ、最低賃金引上げの影響について、参考資料の見直し等によりこれまで以上に確認していくことが求められる。

さらに、引き続き、利用可能な直近のデータに基づいて生活保護水準と最低賃金との比較を行い、乖離が生じていないか確認するなど、生活保護に係る施策との整合性に配慮することが適当である。

なお、目安審議に当たっては、真摯な議論により十分審議を尽くすとともに、効率的な審議にも留意すべきである。

## 4 参考資料の在り方について

### (1) 賃金改定状況調査について

賃金改定状況調査については、適切に今日の経済や賃金の状況における実態を把握できているか検討すべきとの意見や、最低賃金近傍の労働者の実態を正確に反映するよう定期的に見直しを行うべきとの意見、業種の追加や配分、調査対象事業所の規模について改めて検討を行うべきであるとの意見があつた。

今般の検討の結果、短期間に調査結果の集計が求められるという賃金改定状況調査の性格も考慮すると、調査対象事業所の選定について、当面は現行の方法を維持することが適当である。

## (2) その他参考資料の在り方について

中央及び地方最低賃金審議会の審議に当たっては、最低賃金法第9条に規定されている地域別最低賃金の決定に当たって考慮すべきこととされている、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力に係る各種統計資料を収集・整備してきたところである。

これに対して、地方最低賃金審議会委員の意見聴取の結果も踏まえ、各種統計資料の棚卸しを行い、真に必要な資料を取捨選択すべきとの意見があった。また、地方最低賃金審議会の自主性を發揮できるよう参考資料の見直しを行うべきとの意見もあった。

参考資料については、経済社会状況の変化等も踏まえ、各種統計資料の取捨選択を行うとともに、下記（3）の最低賃金引上げの影響に係る資料を充実するなど、引き続き見直しについて検討することが必要である。

## (3) 最低賃金引上げが及ぼす影響の検討について

最低賃金引上げが及ぼす影響については、新たに参考資料を追加することも含め、その影響をどのように評価するかに関して様々な意見があつたが、中央最低賃金審議会として、例えば都道府県別の影響率や雇用者数の動向に関する資料など広く様々な統計資料等を注視しながら、当該影響について継続的に検討していくことが必要である。

## 5 今後の見直しについて

目安制度の在り方については、平成7年の全員協議会報告において、今後概ね5年ごとに見直しを行うことが適当であるとされているところである。次回の目安制度の在り方に関する見直しの際には、ランク区分については、平成7年の全員協議会報告に復して5年ごとに見直しを行い、平成34年度（2022年度）以後は当該見直しの結果に基づいて目安審議を行うことが適当である。

中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会  
論点の中間整理

平成 27 年 5 月 25 日

本全員協議会は、平成 26 年 6 月の中央最低賃金審議会において現行目安制度の見直しについて付託を受け、その後 9 回にわたって検討を行ってきた。その過程で議論してきた内容は、いずれも最低賃金制度の運用の基本に関わる問題である。平成 27 年度の目安審議が開始される前にこれまでの議論の経過と当面の論点について、下記のとおり中間的に取りまとめる。

記

1. 検討の経緯

- 目安制度の在り方については、平成 7 年 4 月 28 日の中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告において、おおむね 5 年ごとに見直しを行うことが適当とされ、これを受け、平成 12 年、平成 16 年、平成 23 年に報告が行われてきたところである。
- 平成 23 年の全員協議会報告においては、(1) ランク設定のあり方について、(2) 賃金改定状況調査等参考資料のあり方について、(3) 生活保護と最低賃金との乖離解消方法について、(4) 次期のランク区分の見直しについて、引き続き検討することが必要とされた。
- 今回の全員協議会では、これらの残された検討課題に加え、最低賃金の在り方という根本的な視点に立ち戻って目安制度について検討することが必要である、近年の目安審議を振り返り、「地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力」という最低賃金法第 9 条第 2 項に規定される三つの考慮要素をどのように総合勘案すべきか検討することが必要であるという問題提起がなされた。

- また、近年の目安審議において、賃金改定状況調査結果の賃金上昇率（第4表）を大きく上回る引上げ率となっていることについて、地方最低賃金審議会に対して目安の根拠を十分に示すことができていないのではないか、との指摘もなされた。
- これらを踏まえ、これまで9回にわたり、①最低賃金の在り方、②法第9条第2項の三原則の在り方、③目安審議の在り方、④地方最低賃金審議会との関係の在り方、⑤目安審議における参考資料の5項目について、検討を行ってきたところである。

## 2. 議論の経過

### （1）最低賃金の在り方について

- 最低賃金法第1条は、賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障することにより労働条件の改善を図ることを最低賃金制の第一義的目的として定め、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保という社会政策、労働政策、経済政策等の各分野において効果を上げることを第二義的目的とし、国民経済の健全な発展に寄与することを究極的な目的として掲げている。
- これに加え、最低賃金法と立法精神を同じくする労働基準法第1条は、「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」としている。
- 最低賃金の決定に当たっては、現在の最低賃金額の水準を所与のものとして賃金改定状況調査等に基づく引上げ幅の議論のみを行うのではなく、上記のような最低賃金の在り方、目的を踏まえた、ワークペイとしての一定の水準を念頭に置きながら、目安審議を行うべきであるとの意見があった。
- 他方、最低賃金の決定は、本来、労使が自主的に対等の立場で話し合いにより決定すべき賃金について、国家が強制力をもって介入するものであり、個

別企業の労働条件の交渉と自ずと性質が異なることから、その最低基準としての性格を踏まえて議論するべきとの意見があった。

- さらに、最低賃金の在り方を検討するに当たっては、産業構造や就業構造の変化を踏まえつつ、また、最低賃金近傍の賃金水準の労働者の属性を明らかにし、それらの者が最低賃金の引上げによってどのような影響を受けているのか、実態に即して議論すべきという意見があった。

## (2) 法第9条第2項の三原則の在り方

- 最低賃金法第9条第2項は、地域別最低賃金は地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して決定されるべきことを規定している。この三つは、最低賃金の決定にあたっていずれも考慮されるべき重要な要素であって、いずれかに重点を置くことなく、三つの観点から総合勘案して最低賃金を決定すべきものである。
- 諸外国においても、国内慣行及び国内事情による幅はあるものの、生計費等の労働者の必要、使用者の支払能力や経済開発上の要請、雇用等の経済的要素、類似の労働に対する賃金又は関連する給与所得者や他の社会的集団の相対的な生活水準といった要素が考慮されている。
- 平成19年の法改正では、法第9条第3項に当該労働者の生計費を考慮するに当たっては生活保護に係る施策との整合性に配慮することが規定された。これを踏まえ、生活保護水準と最低賃金との乖離については、毎年度の地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解において示される考え方のもと、地方最低賃金審議会において審議されてきた結果、平成26年度の最低賃金額改定において、法改正後初めてすべての都道府県において解消したところである。
- 三原則の在り方に関しては、目安審議においてこの三原則を総合的に勘案するに当たり、労使間で解釈に相違がある部分について、共通認識を整理すべきであるとの意見があった。特に、労働者の賃金は賃金水準そのものを指

すのであって、当該労働者の賃金上昇率を指すものではないのではないか、という意見があった。

- 他方、企業の支払能力の観点から見た場合、るべき賃金水準は同業種、同業態の類似の労働者をその時々に雇用することのできる賃金であって、最低賃金としてるべき水準を示すことは適切ではないという意見があった。
- さらに、生活保護水準と最低賃金額を比較するに当たっての具体的な算定方法については、平成 23 年報告を踏まえ、引き続き検討する必要があるとの意見があった。

### (3) 目安審議の在り方について

- 現行の目安の審議は、①法第 9 条第 2 項の三原則、②これまでの全員協議会において合意を得た目安制度の在り方や賃金改定状況調査等参考資料等からなる目安制度を基にするとともに、それらの趣旨や経緯を踏まえ、③時々の目安の審議で中央最低賃金審議会目安に関する小委員会が踏まえた事情を総合的に勘案して行われている。
- とりわけ、目安の審議に当たっては、賃金改定状況調査、なかんずく同調査による賃金上昇率（第 4 表）を重要な参考資料としてきており、平成 7 年度から平成 17 年度までの目安審議では、各ランクに振り分けられた都道府県の地域別最低賃金額の単純平均値に各ランク同率の引上げ率を乗じた額を各ランクの目安額の算定の基準としていた。
- このような賃金改定状況調査の位置付けについては、平成 12 年 3 月の全員協議会報告において、当該調査結果を重要な参考資料としつつも、これまで以上にその時々の状況を的確に把握の上、総合的に勘案して目安を審議し、決定していくことが求められる、とされ、平成 23 年の報告においてもこのような目安審議の在り方の重要性については、改めて確認するという合意がなされたところである。
- 近年の目安の審議では、目安に占める「時々の事情」の比重が大きく、賃金改定状況調査結果の賃金上昇率（第 4 表）を大幅に上回る引上げ率の目安

となることが続いている。そのため、これらの引上げ率の数値的な根拠が明確ではなくなっており、「時々の事情」に代わる考慮要素を示すべきではないかという意見があった。

- 他方、円卓合意以降は、賃金改定状況調査結果の賃金上昇率（第4表）のみではなく最低賃金水準はどうあるべきかという視点を強めて議論を行っていると考えており、円卓合意、雇用戦略対話合意、平成19年法改正の経過を尊重し「時々の事情」を加味してきているということを地方最低賃金審議会に対して丁寧に説明する必要がある、との意見があった。
- さらに、その時々の情勢を引き受けて議論していかなければならず、また、過去のデータだけでなく先行きも考慮すべきときもあるから、合理的な根拠が示せない場合もあるのではないか、との意見があった。
- 都道府県最低賃金については、都道府県内の都市部と周辺地域の格差や、企業間の規模の格差、業態間の格差、エリア間の格差を踏まえて、経済状況が厳しい業種等についての現状把握・分析をした上で、そこに目線を合わせて目安審議を行うべき、とする意見がある一方、周辺地域から都市部への人口・労働力移動の影響を考えて検討するべきという意見があった。
- ランク設定の在り方については、平成23年の全員協議会において、ランク制度が採用された昭和53年から今日まで、全国的な整合性の確保にどのように寄与してきたのかという観点等からの検証と評価がなされるべきとの意見があった。また、長年労使が真摯な話し合いを基に積み上げてきた経緯を十分に踏まえた上で、ランク制度のメリット・デメリットを十分に洗い出しながら慎重に検討していくべきとの意見があった。さらに、その際に議論が尽くされなかつた点や、最低賃金法改正法の施行をはじめとする目安制度を取り巻く近年の状況の変化等も踏まえ、引き続き検討することが必要とされている。

- これらの点に加えて、平成 17 年度まで、目安額の算定において各ランク同率の引上げ率となるようにしており、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率がほぼ一定に保たれてきたが、平成 18 年度以降は生活保護水準との整合性への配慮等から上位ランクを多く引き上げてきた結果、最高額に対する最低額の比率が下がってきている点が指摘され、目安の出し方、ランク区分の設定の在り方と合わせて議論すべきではないかという意見があった。
- また、何のためにランクを設定するのか、ランク設定に当たって用いる経済指標の在り方等についても議論すべきという意見があった。
- 目安の示し方については、昭和 56 年以降、公労使三者の合意ではなく、公益委員見解として目安が示されてきているところであるが、本来であれば、公労使合意した見解を目安として示すことが望ましいという意見があった。これについては、公労使の見解が完全に一致しない場合であっても、公益委員見解として目安を示すことに労使とも反対しないという現実的な解決方策であるという指摘があった。
- 目安審議の時期について、10 月中の発効を目指して行われているが、企業の経営計画を考え、4 月 1 日に発効できる目安審議時期を検討すべきとの意見があった。これに対し、現行の参考資料に基づく事実をベースとした審議の方法では、改定時期が後ろ倒しになることから反対であるとの意見があった。ただし、最低賃金の引上げが一定の水準を達成することを念頭に行われる場合は異なった考え方を取ることも可能であることから、目安審議の在り方と合わせて検討すべき課題であるという意見があった。

#### (4) 地方最低賃金審議会との関係の在り方

- 目安制度における中央最低賃金審議会と地方最低賃金審議会との関係については、昭和 52 年 12 月の中央最低賃金審議会答申「今後の最低賃金制のあり方について」において、都道府県ごとの地方最低賃金審議会において、最低賃金を審議決定することを原則とする現行の決定方式は、全国的な整合性

を常に確保する保障に欠けるおそれがあることから、中央最低賃金審議会の指導性を強化し、(1) 最低賃金額の決定の前提となる基本的事項について、できるだけ全国的に統一的な処理が行われるよう、中央最低賃金審議会がその考え方を整理し、これを地方最低賃金審議会に提示すること、(2) 最低賃金額の改定については、できるだけ全国的に整合性ある決定が行われるよう、中央最低賃金審議会は、毎年、47都道府県を数等のランクに分け、最低賃金額の改定についての目安を提示することとされた。それ以来、現在まで、目安制度は、経済社会情勢等の変化に対応しつつ必要な見直しを行うことにより、地方最低賃金審議会が地域別最低賃金額を改定する際の重要な参考資料である目安を提示する制度として定着している。

- これに対し、目安に占める「時々の事情」の比重が大きく、数値的な根拠が明確ではなくなっている、という点から、地方最低賃金審議会から中央最低賃金審議会への信頼感が失われつつあるのではないか、この際、目安制度以前のように、目安を示さずに地方で最低賃金の決定を行った後に、中央で事後的な検証のみ行ってはどうか、或いは、地方での審議に資する参考資料だけを示してはどうか、といった意見があった。
- 5道府県の地方最低賃金審議会の会長からのヒアリングにおいて、ランク設定に当たって用いる経済指標が適当かとの意見やランク区分を根本的に検討すべきとの意見があった。

また、目安は地方最低賃金審議会における議論に必要であるものの、根拠がわかりにくい、目安審議で考慮したことを説明してほしい等の意見が多くった。

#### (5) 目安審議における参考資料について

- 目安の審議に当たっては、賃金改定状況調査、なかんずく同調査による賃金上昇率（第4表）を重要な参考資料としてきた。平成12年3月の全員協議会報告においては、今後とも、同調査を重要な参考資料とする取扱いを基本とすべきとしつつ、経済のグローバル化による競争の激化、右肩上がりの

経済から低成長経済への移行など構造的な変化の影響があらわれていることから、これまで以上に、その時々の状況を的確に把握の上、総合的に勘案して目安を審議し、決定していくことが求められるとしている。

- この点について、賃金改定状況調査が開始された昭和 50 年代は、経済成長下で引き上げられる賃金の状況を把握してきたが、今日の経済や賃金の状況において、適切に実態を把握できているか検討すべきという意見があった。
- また、賃金改定状況調査はこれまでたびたび見直されてきたが、最低賃金近傍の労働者の実態を正確に反映するよう、定期的に見直しを行うべきという意見や、業種の追加や配分、調査対象事業所の規模についても改めて検討を行うべきであるという意見があった。

### 3. 当面の論点

上記 2 のとおり、これまで目安制度に関する 5 項目に関して様々な点から検討を行ってきたところである。その中で、地方最低賃金審議会会長からのヒアリングにおいて述べられた意見も踏まえ、平成 28 年度以降の目安審議に向けて早期に検討を行うべき論点として、当面、以下について優先的に議論を行っていくこととする。これらの検討を行うに当たっては、最低賃金近傍の賃金水準の労働者の属性を明らかにし、最低賃金法の「賃金の低廉な労働者」の実態も考慮して議論する必要がある。

- 平成 23 年の全員協議会報告において「平成 28 年度以後の目安の審議において新しいランク区分を用いることが適当である」とされている、次期のランク区分の見直しについては、ランク区分の設定の在り方に関する意見、ランク設定に当たって用いる経済指標の在り方等についても議論すべきという意見があったことから、優先的に議論を進め、平成 28 年度の目安審議に備えることとする。

- 最低賃金の在り方、目的を踏まえた一定の水準等については引き続き議論していく必要があるものの、当面は、最低賃金の機能が適切に発揮できるような具体策を検討する必要がある。また、ここ数年の目安について「時々の事情」の比重が大きく、数値的な根拠が明確ではなくなっているのではないかという意見や、地方最低賃金審議会会長から表明された意見に対応するため、目安への信頼感を十分に確保する方策について早期に議論していく必要がある。これらの観点を踏まえ、目安審議における参考資料の在り方について、優先的に議論を進めることとする。

## ランク区分の見直しの基礎とした指標

### I 所得・消費関係

- ① 1人当たりの県民所得  
「県民経済計算年報」内閣府（平成21～25年）
- ② 雇用者1人当たりの雇用者報酬  
「県民経済計算年報」内閣府（平成21～25年）
- ③ 1世帯1月当たりの消費支出（単身世帯）  
「全国消費実態調査」総務省（平成26年）
- ④ 消費者物価地域差指数  
「小売物価統計調査」総務省（平成25～27年）
- ⑤ 1人当たり家計最終消費支出  
「県民経済計算年報」内閣府（平成21～25年）

### II 給与関係

- ⑥ 1人1時間当たり所定内給与額（5人以上）  
「賃金構造基本統計調査」厚生労働省（平成23～27年）
- ⑦ 常用労働者1人1時間当たり所定内給与額（5人以上）  
「毎月勤労統計調査－地方調査」厚生労働省（平成22～26年）
- ⑧ 常用労働者1人1時間当たり所定内給与額（中位数）（1～29人（製造業99人））  
「最低賃金に関する基礎調査」厚生労働省（平成24～28年）
- ⑨ 短時間労働者1人1時間当たり所定内給与額（5人以上）  
「賃金構造基本統計調査」厚生労働省（平成23～27年）
- ⑩ 1人1時間当たり所定内給与における第1・十分位数（5人以上）  
「賃金構造基本統計調査」厚生労働省（平成23～27年）

- ⑪ 短時間労働者 1人 1時間当たり所定内給与における第1・十分位数（5人以上）  
「賃金構造基本統計調査」厚生労働省（平成 23～27 年）
- ⑫ 常用労働者 1人 1時間当たり所定内給与における第1・十分位数（1～29 人（製造業 99 人））  
「最低賃金に関する基礎調査」厚生労働省（平成 24～28 年）
- ⑬ 新規高校学卒者の初任給（10 人以上）  
「賃金構造基本統計調査」厚生労働省（平成 23～27 年）
- ⑭ 地域別最低賃金額  
厚生労働省（平成 24～28 年）

### III 企業経営関係

- ⑮ 1 事業従事者当たり付加価値額（製造業）  
「経済センサスー活動調査」総務省（平成 24 年）
- ⑯ 1 事業従事者当たり付加価値額（建設業）  
「経済センサスー活動調査」総務省（平成 24 年）
- ⑰ 1 事業従事者当たり付加価値額（卸売業、小売業）  
「経済センサスー活動調査」総務省（平成 24 年）
- ⑱ 1 事業従事者当たり付加価値額（飲食サービス業）  
「経済センサスー活動調査」総務省（平成 24 年）
- ⑲ 1 事業従事者当たり付加価値額（サービス業）  
「経済センサスー活動調査」総務省（平成 24 年）

## 企業経営関係指標の産業の範囲について

### ⑮製造業

○産業大分類「製造業」

### ⑯建設業

○産業大分類「建設業」

### ⑰卸売業、小売業

○産業大分類「卸売業、小売業」

### ⑱飲食サービス業

○産業大分類「宿泊業、飲食サービス業」のうち、「宿泊業」以外

### ⑲サービス業

○「サービス業基本統計調査」の対象産業の範囲と可能な限り同範囲となるよう経済センサス活動調査における産業分類により集計

具体的な産業の範囲は以下のとおり

- (1) 産業大分類「サービス業（他に分類されないもの）」のうち  
「廃棄物処理業」「自動車整備業」「機械等修理業」  
「職業紹介・労働者派遣業」「その他の事業サービス業」  
「その他のサービス業」
- (2) 産業大分類「学術研究、専門・技術サービス業」
- (3) 産業大分類「生活関連サービス業、娯楽業」
- (4) 産業大分類「不動産業、物品賃貸業」のうち  
「不動産賃貸業・管理業」「物品賃貸業」
- (5) 産業大分類「医療、福祉」のうち  
「保健衛生」「社会保険・社会福祉・介護事業」
- (6) 産業大分類「教育、学習支援業」のうち「その他の教育、学習支援業」
- (7) 産業大分類「宿泊業、飲食サービス業」のうち「宿泊業」
- (8) 産業大分類「複合サービス事業」のうち「協同組合（他に分類されないもの）」

## ランク区分の見直しの基礎とした諸指標の状況

都道府県	①1人当たりの県民所得 (平成21~25年)		②雇用者1人当たりの雇用者報酬 (平成21~25年)		③1世帯1月当たりの消費支出(単身世帯)(平成26年)		④消費者物価地域差指数(平成25~27年)	
	原数值	指数	原数值	指数	原数值	指数	原数值	指数
東京	4,449,222	100.0	6,325,990	100.0	213,735	100.0	104.8	100.0
神奈川	2,925,636	65.8	5,018,081	79.3	173,028	81.0	103.7	98.9
大阪	2,952,099	66.4	5,266,436	83.3	143,522	67.1	100.3	95.7
愛知	3,294,318	74.0	4,559,388	72.1	181,406	84.9	98.7	94.1
埼玉	2,796,195	62.8	4,640,217	73.4	173,042	81.0	101.4	96.7
千葉	2,891,794	65.0	4,621,544	73.1	172,233	80.6	99.6	95.0
京都	2,929,511	65.8	4,556,044	72.0	170,164	79.6	100.8	96.2
兵庫	2,706,202	60.8	4,604,046	72.8	171,311	80.2	100.9	96.2
静岡	3,184,237	71.6	4,298,036	67.9	171,936	80.4	98.0	93.5
滋賀	3,177,669	71.4	4,263,633	67.4	153,706	71.9	99.3	94.8
茨城	3,034,168	68.2	4,521,194	71.5	156,650	73.3	98.3	93.7
栃木	3,018,923	67.9	4,733,546	74.8	154,681	72.4	98.8	94.3
広島	2,966,202	66.7	4,329,443	68.4	158,834	74.3	98.5	94.0
長野	2,615,828	58.8	4,543,401	71.8	190,078	88.9	97.1	92.7
富山	3,033,070	68.2	4,124,754	65.2	179,359	83.9	97.9	93.4
三重	2,931,578	65.9	4,440,479	70.2	150,489	70.4	98.3	93.8
山梨	2,785,305	62.6	4,502,475	71.2	155,868	72.9	98.3	93.8
群馬	2,873,646	64.6	4,267,600	67.5	167,926	78.6	96.8	92.3
岡山	2,687,716	60.4	4,288,054	67.8	157,243	73.6	98.6	94.1
石川	2,842,496	63.9	4,078,946	64.5	180,370	84.4	99.8	95.2
香川	2,779,498	62.5	4,452,137	70.4	164,853	77.1	98.1	93.6
奈良	2,456,704	55.2	4,844,206	76.6	161,117	75.4	97.4	92.9
宮城	2,592,342	58.3	4,290,483	67.8	160,501	75.1	98.2	93.6
福岡	2,773,773	62.3	4,455,285	70.4	159,320	74.5	97.3	92.8
山口	2,951,358	66.3	4,398,552	69.5	170,507	79.8	98.4	93.8
岐阜	2,664,300	59.9	4,116,398	65.1	176,883	82.8	97.0	92.5
福井	2,814,920	63.3	4,106,939	64.9	166,207	77.8	99.7	95.1
和歌山	2,661,860	59.8	4,006,123	63.3	133,666	62.5	100.0	95.4
北海道	2,473,079	55.6	4,315,116	68.2	151,979	71.1	99.1	94.5
新潟	2,657,921	59.7	4,082,772	64.5	149,051	69.7	98.4	93.9
徳島	2,731,967	61.4	4,173,624	66.0	152,804	71.5	98.5	94.0
福島	2,538,743	57.1	4,159,838	65.8	158,541	74.2	99.7	95.1
大分	2,460,640	55.3	4,093,654	64.7	158,667	74.2	97.5	93.0
山形	2,424,529	54.5	3,930,871	62.1	161,977	75.8	100.7	96.1
愛媛	2,511,955	56.5	3,931,339	62.1	127,779	59.8	97.9	93.4
島根	2,339,180	52.6	3,760,228	59.4	156,926	73.4	99.8	95.2
鳥取	2,277,351	51.2	3,698,994	58.5	167,319	78.3	98.3	93.8
熊本	2,366,116	53.2	3,943,996	62.3	144,622	67.7	98.2	93.6
長崎	2,359,034	53.0	3,836,475	60.6	145,200	67.9	99.3	94.8
高知	2,302,868	51.8	4,412,863	69.8	132,959	62.2	99.1	94.5
岩手	2,432,248	54.7	3,935,461	62.2	144,459	67.6	98.4	93.9
鹿児島	2,368,183	53.2	3,877,423	61.3	151,052	70.7	97.2	92.8
佐賀	2,449,827	55.1	3,253,514	51.4	144,284	67.5	97.1	92.6
青森	2,359,028	53.0	3,801,054	60.1	146,357	68.5	98.7	94.2
秋田	2,345,513	52.7	3,461,507	54.7	148,299	69.4	98.1	93.6
宮崎	2,276,772	51.2	3,733,120	59.0	152,484	71.3	96.1	91.7
沖縄	2,037,371	45.8	3,518,843	55.6	125,530	58.7	98.3	93.7

資料出所 ①内閣府「県民経済計算年報」

②内閣府「県民経済計算年報」

③総務省「全国消費実態調査」

④総務省「小売物価統計調査」

都道府県	⑤1人当たり家計最終消費支出(平成21~25年)		⑥1人1時間当たり所定内給与額(5人以上)(平成23~27年)		⑦常用労働者1人1時間当たり所定内給与額(5人以上)(平成22~平成26年)		⑧常用労働者1人1時間当たり所定内給与額(中位数)(1~29人(製造業99人))(平成24~28年)	
	原数值	指数	原数值	指数	原数值	指数	原数值	指数
東京	2,857,937	100.0	2,328	100.0	2,288	100.0	1,319	100.0
神奈川	2,499,436	87.5	2,031	87.3	1,948	85.2	1,123	85.2
大阪	2,128,460	74.5	1,924	82.7	1,924	84.1	1,155	87.6
愛知	2,342,502	82.0	1,891	81.3	1,843	80.6	1,181	89.5
埼玉	2,306,459	80.7	1,772	76.1	1,732	75.7	1,211	91.8
千葉	2,354,032	82.4	1,808	77.7	1,751	76.5	1,131	85.7
京都	2,270,913	79.5	1,828	78.5	1,726	75.4	1,065	80.7
兵庫	1,942,516	68.0	1,796	77.2	1,730	75.6	1,074	81.4
静岡	2,183,492	76.4	1,729	74.3	1,731	75.8	1,045	79.2
滋賀	2,104,342	73.6	1,786	76.7	1,735	75.0	1,048	79.4
茨城	2,048,247	71.7	1,780	76.5	1,715	71.8	1,066	80.8
栃木	2,134,907	74.7	1,722	74.0	1,701	74.4	1,064	80.7
広島	2,143,520	75.0	1,688	72.5	1,689	73.8	1,037	78.6
長野	2,157,166	75.5	1,648	70.8	1,642	71.8	1,182	89.6
富山	2,209,651	77.3	1,618	69.5	1,628	71.2	1,075	81.5
三重	2,086,160	73.0	1,752	75.3	1,744	76.2	1,014	76.9
山梨	2,084,956	73.0	1,668	71.6	1,638	71.6	967	73.3
群馬	2,089,277	73.1	1,668	71.7	1,658	72.5	1,074	81.4
岡山	2,098,516	73.4	1,655	71.1	1,658	72.5	1,022	77.5
石川	2,205,278	77.2	1,598	68.6	1,615	70.6	1,070	81.1
香川	2,232,897	78.1	1,607	69.1	1,647	72.0	1,052	79.8
奈良	1,828,683	64.0	1,731	74.4	1,665	72.8	1,049	79.5
宮城	2,111,061	73.9	1,649	70.8	1,646	71.9	984	74.6
福岡	2,064,112	72.2	1,649	70.8	1,666	72.8	993	75.3
山口	2,111,744	73.9	1,578	67.8	1,637	71.5	991	75.1
岐阜	1,889,966	66.1	1,620	69.6	1,615	70.6	1,031	78.1
福井	2,015,724	70.5	1,586	68.1	1,586	69.3	1,029	78.0
和歌山	2,087,646	73.0	1,612	69.3	1,630	71.3	983	74.5
北海道	2,087,330	73.0	1,548	66.5	1,557	68.1	1,024	77.7
新潟	2,164,307	75.7	1,538	66.1	1,578	69.0	1,020	77.3
徳島	2,030,615	71.1	1,582	68.0	1,587	69.4	1,018	77.2
福島	1,881,262	65.8	1,542	66.3	1,567	68.5	989	75.0
大分	2,105,271	73.7	1,479	63.5	1,467	64.1	931	70.6
山形	1,895,665	66.3	1,421	61.0	1,495	65.3	965	73.1
愛媛	1,925,286	67.4	1,528	65.6	1,500	65.6	941	71.3
島根	1,782,861	62.4	1,472	63.2	1,541	67.3	958	72.6
鳥取	1,910,973	66.9	1,456	62.6	1,475	64.5	945	71.7
熊本	1,924,637	67.3	1,496	64.3	1,509	65.9	921	69.8
長崎	1,951,240	68.3	1,449	62.3	1,438	62.8	896	67.9
高知	2,039,181	71.4	1,489	64.0	1,570	68.6	948	71.9
岩手	1,942,054	68.0	1,381	59.3	1,461	63.9	921	69.8
鹿児島	2,017,592	70.6	1,468	63.1	1,430	62.5	898	68.1
佐賀	1,809,530	56.3	1,422	61.1	1,437	62.8	941	71.3
青森	1,916,873	67.1	1,357	58.3	1,408	61.5	889	67.4
秋田	2,048,475	71.7	1,401	60.2	1,435	62.7	897	68.0
宮崎	1,885,349	66.0	1,391	59.8	1,394	60.9	920	69.7
沖縄	1,554,114	54.4	1,362	58.5	1,377	60.2	875	66.4

資料出所 ⑤内閣府「県民経済計算年報」  
 ⑥厚生労働省「賃金構造基本統計調査」  
 ⑦厚生労働省「毎月勤労統計調査地方調査」  
 ⑧厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」

都道府県	⑨短時間労働者1人1時間当たり所定内給与額(5人以上)(平成23~27年)		⑩1人1時間当たり所定内給与における第1・十 分位数(5人以上)(平成23~27年)		⑪短時間労働者1人1時間当たり所定内給与における第1・十分位数(5人以上)(平成23~27年)		⑫常用労働者1人1時間当たり所定内給与における第1・十分位数(1~29人(製造業99人))(平成24~28年)	
	原数值	指数	原数值	指数	原数值	指数	原数值	指数
東京	1,218	100.0	1,184	100.0	869	100.0	898	100.0
神奈川	1,126	92.5	1,086	91.7	856	98.4	872	97.1
大阪	1,088	89.3	1,023	86.4	809	93.0	828	92.2
愛知	1,068	87.7	1,036	87.5	799	91.9	812	90.4
埼玉	1,033	84.8	994	84.0	801	92.2	828	92.2
千葉	1,085	89.1	1,002	84.6	807	92.8	817	91.0
京都	1,065	87.5	961	81.1	783	90.1	794	88.5
兵庫	1,052	86.4	983	83.0	777	89.4	790	88.0
静岡	1,014	83.3	966	81.6	775	89.1	798	88.9
滋賀	1,009	82.9	991	83.7	760	87.5	780	86.9
茨城	1,034	84.9	955	80.7	757	87.0	775	86.3
栃木	979	80.4	937	79.1	751	86.4	784	87.3
広島	1,011	83.0	938	79.2	752	86.5	766	85.3
長野	1,011	83.0	932	78.7	757	87.1	792	88.2
富山	1,008	82.8	939	79.3	744	85.6	776	86.4
三重	1,014	83.3	950	80.2	769	88.5	778	86.7
山梨	994	81.6	927	78.3	763	87.8	778	86.7
群馬	1,001	82.2	927	78.3	755	86.8	773	86.1
岡山	1,001	82.2	929	78.4	733	84.3	749	83.5
石川	992	81.5	911	77.0	743	85.5	774	86.2
香川	980	80.5	908	76.7	748	86.0	762	84.9
奈良	1,041	85.5	927	78.3	746	85.8	758	84.4
宮城	962	79.0	877	74.1	712	81.9	716	79.8
福岡	940	77.2	882	74.5	713	82.1	728	81.1
山口	947	77.8	880	74.3	710	81.6	722	80.4
岐阜	989	81.2	920	77.7	759	87.3	760	84.7
福井	988	81.1	887	74.9	739	85.0	757	84.3
和歌山	970	79.6	889	75.1	726	83.5	733	81.7
北海道	935	76.8	835	70.5	720	82.9	738	82.2
新潟	956	78.5	885	74.7	719	82.7	746	83.1
徳島	984	80.8	876	74.0	712	81.8	727	81.0
福島	936	76.8	854	72.1	691	79.5	719	80.1
大分	959	78.7	837	70.7	669	76.9	691	77.0
山形	911	74.8	819	69.2	693	79.7	714	79.5
愛媛	923	75.8	846	71.5	695	79.9	710	79.1
島根	948	77.9	852	72.0	705	81.1	718	80.0
鳥取	942	77.3	840	71.0	707	81.3	718	80.0
熊本	884	72.6	812	68.6	669	76.9	692	77.1
長崎	898	73.8	785	66.3	671	77.2	682	76.0
高知	930	76.3	815	68.9	682	78.5	705	78.5
岩手	875	71.8	790	66.7	669	76.9	689	76.8
鹿児島	893	73.3	796	67.2	669	76.9	683	76.1
佐賀	898	73.7	806	68.1	681	78.4	700	77.9
青森	856	70.3	762	64.3	663	76.2	674	75.1
秋田	870	71.5	778	65.7	670	77.0	687	76.5
宮崎	887	72.9	778	65.7	667	76.7	688	76.6
沖縄	850	69.8	752	63.5	661	76.0	675	75.2

資料出所 ⑨厚生労働省「賃金構造基本統計調査」  
 ⑩厚生労働省「賃金構造基本統計調査(特別集計)」  
 ⑪厚生労働省「賃金構造基本統計調査(特別集計)」  
 ⑫厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」

都道府県	⑬新規高校学卒者の初任給(10人以上)(平成23~27年) (神奈川=100)		⑭地域別最低賃金額(平成24年~28年)		⑮1事業従事者当たり付加価値額(製造業)(平成24年)		⑯1事業従事者当たり付加価値額(建設業)(平成24年)	
	原数值	指数	原数值	指数	原数值	指数	原数值	指数
東京	167,840	99.2	889	100.0	6,472,624	89.6	6,314,848	100.0
神奈川	169,160	100.0	888	99.8	6,965,598	96.4	4,933,847	78.1
大阪	165,780	98.0	840	94.4	6,259,802	86.6	5,555,778	88.0
愛知	164,440	97.2	801	90.0	5,067,840	70.1	4,859,729	77.0
埼玉	163,980	96.9	805	90.5	5,430,859	75.1	4,578,605	72.5
千葉	163,820	96.8	798	89.7	5,301,544	73.4	4,442,214	70.3
京都	160,700	95.0	792	89.0	5,271,658	72.9	4,581,754	72.6
兵庫	162,240	95.9	780	87.7	5,765,108	79.8	4,759,387	75.4
静岡	162,260	95.9	768	86.3	5,462,608	75.6	4,396,051	69.6
滋賀	160,840	95.1	749	84.2	6,977,003	96.5	4,258,619	67.4
茨城	158,880	93.9	732	82.3	6,197,921	85.8	3,981,660	63.1
栃木	158,460	93.7	736	82.8	5,718,414	79.1	4,254,927	67.4
広島	159,840	94.5	753	84.7	5,542,563	76.7	4,393,281	69.6
長野	158,180	93.5	731	82.3	4,968,578	68.8	3,780,411	59.9
富山	159,320	94.2	731	82.2	5,166,283	71.5	4,243,346	67.2
三重	161,820	95.7	756	85.0	5,212,146	72.1	4,104,840	65.0
山梨	160,700	95.0	724	81.4	7,226,749	100.0	4,067,523	64.4
群馬	159,260	94.1	724	81.4	5,607,149	77.6	3,958,866	62.7
岡山	157,500	93.1	721	81.1	6,387,433	88.4	3,922,749	62.1
石川	156,960	92.8	721	81.1	5,112,066	70.7	4,173,936	66.1
香川	157,960	93.4	705	79.2	5,124,350	70.9	4,370,191	69.2
奈良	158,760	93.9	727	81.8	4,732,145	65.5	5,229,215	82.8
宮城	152,720	90.3	713	80.2	4,748,494	65.7	4,520,016	71.6
福岡	153,520	90.8	730	82.1	4,867,601	67.4	4,371,370	69.2
山口	153,400	90.7	718	80.7	7,141,531	98.8	3,748,491	59.4
岐阜	159,600	94.3	741	83.3	5,306,464	73.4	3,962,579	62.8
福井	156,360	92.4	719	80.8	5,104,929	70.6	4,142,661	65.6
和歌山	155,240	91.8	718	80.7	6,207,960	85.9	4,647,721	73.6
北海道	148,020	87.5	750	84.4	4,719,837	65.3	3,936,219	62.3
新潟	152,800	90.3	718	80.7	4,479,190	62.0	3,860,521	61.1
徳島	153,180	90.6	682	76.7	5,978,512	82.7	3,297,587	52.2
福島	149,920	88.6	692	77.8	4,572,919	63.3	3,558,430	56.4
大分	148,840	88.0	681	76.5	5,333,254	73.8	3,524,343	55.8
山形	145,480	86.0	682	76.7	4,400,755	60.9	3,477,296	55.1
愛媛	151,880	89.8	683	76.8	5,544,948	76.7	3,763,174	59.6
鳥根	149,400	88.3	682	76.7	3,935,847	54.5	3,598,481	57.0
鳥取	146,760	86.8	680	76.5	3,972,906	55.0	3,580,780	56.7
熊本	146,740	86.7	681	76.5	4,778,137	66.1	3,404,722	53.9
長崎	142,220	84.1	681	76.5	5,088,586	70.4	3,385,281	53.6
高知	145,660	86.1	680	76.5	3,555,665	49.2	3,267,453	51.7
岩手	142,180	84.1	681	76.6	4,448,974	61.6	3,131,445	49.6
鹿児島	143,220	84.7	681	76.6	4,313,510	59.7	3,322,803	52.6
佐賀	144,720	85.6	681	76.6	5,033,185	69.6	3,341,499	52.9
青森	139,360	82.4	682	76.7	4,406,077	61.0	3,141,930	49.8
秋田	140,660	83.2	682	76.7	3,439,531	47.6	3,209,255	50.8
宮崎	143,500	84.8	680	76.5	3,992,743	55.2	3,270,520	51.8
沖縄	132,760	78.5	680	76.5	3,042,329	42.1	3,473,321	55.0

資料出所 ⑬厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

⑭厚生労働省調べ

⑮総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」

⑯総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」

都道府県	⑪-a 1事業従事者当たり付加価値額(卸売業)(平成24年)	⑪-b 1事業従事者当たり付加価値額(小売業)(平成24年)	⑫平均	⑬1事業従事者当たり付加価値額(飲食サービス業)(平成24年)	⑭1事業従事者当たり付加価値額(サービス業)(平成24年)	
	原数值	指数	原数值	指数	原数值	指数
東京	10,173,229	100.0	4,288,500	100.0	2,038,094	100.0
神奈川	7,612,069	74.8	3,385,456	78.9	1,751,479	85.9
大阪	8,529,074	83.8	3,377,494	78.8	1,763,829	86.5
愛知	7,981,228	78.5	3,441,335	80.2	1,674,757	82.2
埼玉	7,680,058	75.5	3,543,250	82.6	1,703,794	83.6
千葉	7,332,244	72.1	3,337,010	77.8	1,645,531	80.7
京都	5,755,557	56.6	3,191,067	74.4	1,845,778	90.6
兵庫	7,321,979	72.0	3,844,096	89.6	1,602,216	78.6
静岡	7,170,198	70.5	4,074,842	95.0	1,625,602	79.8
滋賀	5,956,404	58.5	2,864,425	66.8	1,609,915	79.0
茨城	7,119,466	70.0	3,455,929	80.6	1,568,071	76.9
栃木	6,726,195	66.1	3,480,272	81.2	1,541,812	75.6
広島	7,470,806	73.4	3,160,562	73.7	1,610,154	79.0
長野	5,675,829	55.8	3,284,630	76.6	1,641,529	80.5
富山	5,931,248	58.3	3,103,012	72.4	1,661,069	81.5
三重	6,045,222	59.4	3,445,159	80.3	1,587,752	77.9
山梨	5,342,616	52.5	3,205,722	74.8	1,508,461	74.0
群馬	6,325,610	62.2	3,283,213	76.6	1,537,406	75.4
岡山	5,744,666	56.5	3,361,189	78.4	1,646,407	80.8
石川	6,264,994	61.6	3,047,267	71.1	1,618,299	79.4
香川	6,732,253	66.2	3,017,514	70.4	1,549,784	76.0
奈良	6,139,608	60.4	2,735,049	63.8	1,502,281	73.7
宮城	8,590,953	84.4	4,020,192	93.7	1,677,791	82.3
福岡	7,146,450	70.2	3,417,749	79.7	1,660,135	81.5
山口	5,475,841	53.8	3,006,635	70.1	1,480,519	72.6
岐阜	5,648,618	55.5	3,182,370	74.2	1,508,661	74.0
福井	5,379,771	52.9	2,802,990	65.4	1,569,231	77.0
和歌山	4,938,474	48.5	3,106,879	72.4	1,525,101	74.8
北海道	6,627,475	65.1	3,140,704	73.2	1,641,571	80.5
新潟	5,776,276	56.8	3,066,590	71.5	1,669,432	81.9
徳島	5,108,247	50.2	2,916,326	68.0	1,486,987	73.0
福島	5,248,660	51.6	3,139,485	73.2	1,478,616	72.5
大分	5,591,865	55.0	2,799,424	65.3	1,457,514	71.5
山形	6,312,230	62.0	3,449,006	80.4	1,493,776	73.3
愛媛	5,503,601	54.1	2,936,511	68.5	1,410,592	69.2
島根	4,834,373	47.5	3,034,425	70.8	1,659,021	81.4
鳥取	5,122,681	50.4	3,089,175	72.0	1,569,105	77.0
熊本	5,257,759	51.7	2,938,886	68.5	1,592,177	78.1
長崎	5,159,414	50.7	2,805,884	65.4	1,642,782	80.6
高知	5,988,079	58.9	2,904,982	67.7	1,426,974	70.0
岩手	6,060,438	59.6	2,868,640	66.9	1,566,334	76.9
鹿児島	5,480,233	53.9	2,591,996	60.4	1,520,782	74.6
佐賀	4,700,196	46.2	3,104,029	72.4	1,583,190	77.7
青森	6,663,521	65.5	3,174,349	74.0	1,488,819	73.0
秋田	6,366,676	62.6	2,763,593	64.4	1,590,199	78.0
宮崎	4,246,748	41.7	2,908,784	67.8	1,513,002	74.2
沖縄	5,359,552	52.7	2,935,063	68.4	1,304,717	64.0

資料出所 ⑪総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」  
 ⑫総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」  
 ⑬総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」

## 諸指標による都道府県の総合指数

京川阪知玉葉	100.0
奈	87.1
東神大愛埼千	84.1
京兵静滋茨栃広長富三山	82.8
群岡石香奈宮福山岐福和北新徳	81.3
福大山愛島鳥熊長高岩鹿佐青秋宮沖	81.0
歌海	79.6
児	79.5
京川阪知玉葉	79.3
奈	78.3
東神大愛埼千	78.2
京兵静滋茨栃広長富三山	77.9
群岡石香奈宮福山岐福和北新徳	77.3
福大山愛島鳥熊長高岩鹿佐青秋宮沖	76.8
歌海	76.8
児	76.7
京川阪知玉葉	76.5
奈	76.1
東神大愛埼千	76.1
京兵静滋茨栃広長富三山	76.0
群岡石香奈宮福山岐福和北新徳	75.8
福大山愛島鳥熊長高岩鹿佐青秋宮沖	75.5
歌海	75.4
児	75.1
京川阪知玉葉	75.1
奈	74.6
東神大愛埼千	74.2
京兵静滋茨栃広長富三山	73.9
群岡石香奈宮福山岐福和北新徳	73.0
福大山愛島鳥熊長高岩鹿佐青秋宮沖	72.8
歌海	72.6
児	70.7
京川阪知玉葉	70.3
奈	70.1
東神大愛埼千	70.0
京兵静滋茨栃広長富三山	69.6
群岡石香奈宮福山岐福和北新徳	69.5
福大山愛島鳥熊長高岩鹿佐青秋宮沖	69.0
歌海	68.5
児	68.4
京川阪知玉葉	67.8
奈	67.7
東神大愛埼千	67.6
京兵静滋茨栃広長富三山	67.0
群岡石香奈宮福山岐福和北新徳	66.8
福大山愛島鳥熊長高岩鹿佐青秋宮沖	66.5
歌海	63.1
児	

## 各都道府県に適用される目安のランク

ランク	都道府県
A	埼玉（現行B）、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪
B	茨城、栃木、富山、山梨（現行C）、長野、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、広島
C	北海道、宮城、群馬、新潟、石川、福井、岐阜、奈良、和歌山、岡山、山口、徳島（現行D）、香川、福岡
D	青森、岩手、秋田、山形、福島、鳥取、島根、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

# 平成29年度大阪地方最低賃金審議会小委員会等委員名簿

平成29年6月16日

## 1 運 営 小 委 員 会

公 益代表委員	服部委員	深井委員	水島委員
労働者代表委員	井尻委員	中井委員	
使用者代表委員	西田委員	平岡委員	

## 2 特 別 小 委 員 会

公 益代表委員	表田委員	立見委員	深井委員	水島委員
労働者代表委員	井尻委員	太田委員	北畠委員	中井委員
使用者代表委員	中野委員	西田委員	平岡委員	吉田(豊)委員

## 3 基 本 問 題 協 議 会

公 益代表委員	飯島委員	立見委員	服部委員
労働者代表委員	井尻委員	北畠委員	中井委員
使用者代表委員	西田委員	平岡委員	吉田(豊)委員

(50音順)